

午前10時00分 開会

○議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○2番（加藤信康君） 質問の通告順で進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、別府の行政の中心をつかさどりますこの市役所の事務量調査、遅きに失したというような発言もございましたけれども、これをやっぱりしっかりやっていく中で、職員が本当に安心して仕事ができる体制を組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

昨年の10月にコンサルタント会社から、事務改善調査の最終報告書が出されています。現在その報告を受けて、各職場の聞き取り調査を進めているというふうに思いますけれども、この調査は昨年の4月に始まっています。私もその調査票とか、事前に方法をお聞きしましたし、調査に対する職員の意見をお聞きしています。

まず最初、職員はこの事務調査をするということに対して、また職員を減らされるのか、こういう不安感それからあきらめ、不信心、こういうのが先にやっぱり声として出ています。実際の現場は日々本当に一人一人の事務業務量が多くて、もういっぱいいっぱいという職員が多いのです。ですから、この調査の結果が、ただ職員を減らすだけで終わってしまう。事務改善にもつながらないということであれば、何のプラスにもならない。もうモチベーションというより、やる気が下がる一方ですから、少しでもこの不安を取り除く、そしてまた取り除いていただきたいと思いますという思いです。

それで、まず最初の質問です。ことしの4月に事務改善委託業務、コンサルタント会社に調査委託をいたしておりますけれども、報告書。まずこの当局としての調査の目的が何かを、お聞きかせいただきたいと思いますというふうに思います。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

今日の厳しい財政事情の中、限られた財源を政策的に必要な分野、優先順位の高いと判断される分野に適切に配分しなければならないのと同時に、業務を遂行する職員におきましても、限られた正規職員をコスト意識を持って新たな市民サービスと質の向上に努めなければならないということは必要と考えております。そのために組織全体の業務量を明らかにしまして、正規職員、非正規職員、そして外部委託が可能な業務につきまして、それぞれの役割分担を明確に図るとともに、この調査結果をもとに各課が事務の改善、担い手の検討を行うことを目的にしたものでございます。その結果として、将来に向けました定員適正化計画策定のための一つの参考資料ということでございます。

○2番（加藤信康君） 調査前から、その目的等についてはお聞きをしました。そしてまたその役割分担を明確にするということで、正規職員が安心して業務に集中できる、そういう体制をつくりたい、そのための基礎資料であるというふうに聞いております。今の答弁は、そういう考え方でよろしいですか。（発言する者あり）はい。

それで、昨年の調査を受けて、昨年10月に最終報告が出されました。これを見てもみると、最初に、今職員課長が述べました調査目的が示されています。そしてその次にこの調査の活用について、結果の活用についてということで6項目ほど記載しております。その中身について、お聞きします。

調査結果の活用についての中の冒頭に、本分析結果を活用する際には次の点に留意する必要がある――注意事項ですね。そして本業務の結果の数字がひとり歩きする懸念があるというふうにしております。これはどういうことか、お聞かせをいただきたいと思います。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

本調査につきましては、平成21年度の事務量を調査したものでございます。その前

提条件や仮定、算出の制限等がございますし、特殊状況等もすべて網羅していないということもございます。また算出した数字につきましては、あくまでも業務量を数値化したものでございまして、職員の実数ではございません。最終報告書には正規職員が、マイナス122.5人とございます。これは業務量を積み上げた122.5人分に当たります業務量について改善が、検討が可能であるということでございます。この結果の数値が、単純に職員数の削減数になるのではないかという誤解を与える可能性があるため、このような記述になっているということでございます。

- 2番（加藤信康君）ここはものすごく大事なことなので、一つずつ確認したいのです。調査結果の数値、最初1番目と2番目に記載してはいますが、この結果の数値がひとり歩きする懸念があるため、前提条件や仮定、算出の制限を常に念頭に置いておくこと。そしてこの数字は業務量を換算したものの、積み重ねたものであり、職員の実人数ではないということになっています。

この報告書をさあっと、中身をじっくり読まずに数字だけを読むと、あたかも職員が200人以上削減できる可能性があると思ってしまうかもしれない。しかしちゃんと見ると、どこにも職員200数十人削減可能とは書いていません。最終結論でも、今職員課長が言ったように122.5人分の業務量が、現状の職員数との差に当たる、こういう報告なのです。ところが、もうちまたではこの数字が、言ったようにもう勝手に走っているのです。もうひとり歩きしています。

やっぱり、ここではっきりとしておきたいと思います。なぜかという、今ちょうど統一地方選前です。市長選であれ市議選であれ、今これだけだれもが行政改革をやっぱり訴えながら選挙をやっていく。その必要性を訴えています。立候補を予定している人かこの報告書の意味を本当に理解しないまま、その数字をひとり歩きさせてしまえば、これは職員も当然不幸になりますし、結果として市民も場合によってはその訴えをした候補者さえも、うそをついたということになってしまう可能性が非常に高い。だから業者は、あえてこの忠告をして、そして同時に責任回避というのですか、うちはそこまで言っていますから、後はちゃんとしてくださいよということで、そういう記載をしているのです。私は、今現職市議ですから、この報告書は特別委員会の中で説明を受けました。しかし立候補を予定している人もそうですし、市民もこれをまだ一回も見ていないのです。ですから、この数値が走り回ってしまうということは、本当に危険だなというふうに思いますし、ここではっきりと、その職員の削減可能な人数ではありませんよというのをはっきりさせたいのです。

これ、今の考え方でこれは間違いないですね、私が言ったの。（発言する者あり）ですね。業務量の積み重ねであって、職員の数ではないということですね。はい。では、それで確認させていただきます。

調査は、さすがに名のある業者でありますし、計算方法、調査方法、すごいなと思いました。本当、職員をロボットに見立てるぐらいの数値の細かい計算です。それで数値計算をして、1日の業務量を内容ごとに切り取って、それを積み重ねていく。ひょっとして市の職員がロボットだったら200……、あえて「体」と言います。200体、ロボット200体分の業務を削減できるかもしれない。しかし職員はロボットではありませんから、また同時に感情を持っています。だから途中を切り取って、継ぎ足すということではできないのです。だからこそこの結果が出ていない途中の数字がやっぱりひとり歩きしないように、きょうは本当、テレビ初放映していますし、この数字は職員の削減可能数字ではないということをやっぴりはっきりさせておきたいなというふうに思います。やっぱりその管理も、ちゃんとしていただきたいというふうに思います。

それから次に、活用当たりの3番目に、前提条件で最も重要なことは、21年度の

業務量と需要を前提としているとされています。そして例として、今後増加するであろう高齢者を対象とした行政サービスの増加などは一切考慮していない。議案質疑の中で出ましたけれども、社会福祉課のケースワーカーの話が出ました。国の基準よりも十数名少ないケースワーカーです。この報告書を見ましたら、社会福祉課の数値も出ています。ケースワーカーの業務というのは、臨時・非常勤でできるようにはなっていないのですけれども、しかし業務量はさらにまだ削れるというふうに報告されているのです。しかし現状、現場は本当ならばケースワーカーが丁寧にケースのところに行って指導して、ここからやっぱり外していくような努力をしていかなければならないのに、日々のルーチンワークに追われてしまっている。現実には人が足りないのです。だからできる範疇しかできていない。どんどんケースがふえていく。それを減らす人力が足りていない。これが実態だろうと思います。つまり1人当たり100数十人の受け持ちがあるわけです、今ケースワーカーは。だから職員数が足りなくて実施できていない、こういう業務もこの調査票の中では考慮されていない。さらに今回は子ども手当みたいに国の都合だとか、ああいうことで急激に起こる業務なんか一切入っていないですね。

4番目には、政策的に正規職員で行うなどの判断は一切していないというふうに記載しています。今回の調査を基礎として、これから定員管理を行おうとするわけですが、今後ふえるであろう業務や政策的な判断が一切入っていない。これでこの報告書をどうやって活用していくのかなというのが、私はやっぱり疑問があります。

活用についての5番目に、役割分担を見直すことで正規職員をふやすことなく、今後増加する行政サービス需要に対応していくことが可能となると、この業者が断定しています。政策的な判断は別として、今後ふえるであろう業務予測をしないまま、ここまで断言できるのか。この意味合いを、ちょっと教えていただきたいというふうに思うのですけれども。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えします。

1点目につきましては、この報告書をどのように活用するのかということでございますけれども、今回の調査内容といたしましては、先ほど議員がおっしゃったように平成21年度の事務を対象として分析を行っています。そのため行政サービスの増加とか政策的なものについては、一切考慮しておりません。これについては、別府市が考えることだということで理解をしております。しかしながら各所属長と人事ヒアリングを行う中では、必ず正規職員が足りないので増員要求がございますし、また先ほど議員がおっしゃったように、もう職員の業務量がいっぱいだ、新たな業務につけないという現状もございます。そのために、現在行っている部分の担い手が本当に現状のままでのよいのか、また事務の改善ができないものか。このことを民間に委託して外部の目から分析していただいたものでございまして、この資料をもとに置いて、各課において現在職員課の方でヒアリングを行いながら、将来を見越した改善計画を提出していただくということになっております。

また2点目の、今後増加する行政サービス事業に対応していくことが可能となるという記述の点でございますけれども、先ほども申しましたように、限られた正規職員を将来的にも増加は見込めないという状況でございます。仕事のやり方、役割分担を見直すことで、先ほど社会福祉課のようにマンパワーを必要とする部署や諸課題解決や将来を見越した企画立案、また専門性の高い業務に正規職員が集中できるのではないかとという意味合いでございます。

○2番（加藤信康君） 役割分担を見直すことでということですが、そのとおりだと思います。行政改革というのは、やっぱりある程度強くやっていかないと進まない部分があるのでしょうけれども、ただやっぱり役割分担を見直すだけでも僕は足りないなと思います。職員はやはり公僕です、ものすごく責任感が強いなと思っていますし、一つ一つの業務を準備の段階から結果までやっぱり手を抜こうとしないのです。自分に与えられた仕事

をやっぱり最初から最後まで完璧にやろうとする、こういう姿勢が非常に強い。だからなかなか人に任せることができない。そういう仕事の達成感まで奪ってしまったら、やっぱりモチベーションが下がってしまうのかなと思います。この達成感を、やっぱり維持することが大事なのです。そこまで考えた、あるいは感情をコントロール、この人はこういう感情で仕事をやっていくのだという部分までやっぱり判断をしていかないと、仕組みを変えていかないと、この調査からプラン、計画ができてくるでしょうけれども、うまくいかないのではないかなと思います。

まだまだ、この報告書は疑問点があります。例えば、前提条件として現業職を外すとなっていますけれども、よく見たら温泉課とか道路河川課の現業職は入っていました。もう前提条件がずれています。それから時間外業務は、報告された分は入っている。要は時間外をちゃんと支払っている部分は入っているとなっているのですけれども、もう今、夜遅くまで、ずっと僕も見えていますけれども、要はサービス残業の部分、そこまでは入っていないですね。そこまでやっぱり踏み込まないと、本当の業務量は見えないのではないかな。それから、業務内容が種類ごとに分けられています。その各業務が各部署ともに決まった時間でやるわけではないのです。繁忙期も違いますし、時間的・季節的な要素が全く反映されていない。これだったら例え非常勤でできる業務を集めたとしても、果たして一緒に恒常的に1日かけてできるのかな、こういう疑問点がいっぱいあります。

行政改革の難しさというのは、やっぱり職員のモチベーションを維持しながら、または高めながら削っていかなければならないということです。だから仕事の達成感をなくしてしまうと、やっぱり行政改革はうまくいかないなと思っています。

先日、ちょうど選挙前ですから、どこかの知事候補が新聞記事を出していました。私は職員の削減をします。給料も下げます。そして職員のモチベーションを上げます。この三つを書いておったのです。びっくりしましたね。どうやったらできるのかな。やっぱり、あと残っておるのは達成感なのです。職員が、やった、この仕事をおれがやり遂げたのだというのがなかったら、例え給料を下げられたっておれはやるのだ、人員は少ないけれども、やりがいがあるのだ、そういうところまでやっぱりやっていかなかったら、それは職員のやる気は醸成できないというふうに思います。

さて、それで今後の進め方です。調査結果を受けて現在どのように進めておりますか。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

各課より今提出されました事務改善の計画書について、ヒアリングがほぼ終了している状況でございます。職員課では、今後この大枠の改善案を作成しまして、再度各課と協議を進めて改善のための実施プランを作成したいという計画でございます。

○2番（加藤信康君） 最終的にいつごろまでに、その計画書ができますか。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） 今年度末を目標としておりますけれども、最終的な実施プランにつきましては、細部の協議がまだまだ必要でございます。そのため、もうしばらく時間がかかるのではないかなというふうに考えております。しかしながら新たな定員適正化計画の策定がございますので、それによりまして次年度以降の職員採用等々もかわりがございます。それで職員課としましては、早い時期には作成したいというふうには考えております。

○2番（加藤信康君） いずれにせよ仕事をするのは職員ですから、職場の中の協議を大事にしてください。圧力的にやっても、さっき言いました、やる気をそいではどうにもなりません。ぜひともその話し合いを大事にする中で時間をかけてでも、急がんとだめなのでしょうけれども、進まないなら時間をかけてでもやっぱりやるべきだと思います。これは、全庁的に進めていかなければならない作業だなと思います。職員課だけで本当にできるのかな。僕は昔から、行政改革を進めるのは、行政改革というのはやっぱりスクラップ・ア

ンド・ビルド。やっぱり新しい行政事務が入ってくる、そうしたときには職員、職場の人に任せてもずりませんよ、対外的に圧力をかけてもずりませんよ。やっぱりその中間的な組織、職員の業務もわかりながら、しかし強く押していくそういうシステムが必要だ。だからプロジェクトチームも含めて、そういうものをやっぱりつくっていくべきだとずっと言ってきましたけれども、現時点ではなかなかできていません。

今回このプランをつくって進めていこうというときに、本当にこの調査目的どおりしようとするのであれば、やっぱり新たな部署を、専門的にできる新たな部署をつくる必要があるのではないかなと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○次長兼職員課長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、これは全庁的な問題でございます。人事担当だけではできない部署でございます。政策的な問題、財政的な問題等々ございますので、その点につきましては体制を検討しまして、実施プラン作成後はそれを可能な限り推進していきたいというふうに考えております。

○2番（加藤信康君） この調査書を見てみますと、その進める職員課でさえ業務量を減らせず、二、三人まで減らせずと書いていますから、かなり厳しい報告だなと思います。

これまでの行革は、行政サービスを低下させないで、ただ正規職員の数を減らして人件費、事務費を削ることでやっぱり進めてきたなと思っています。そういう意味では職員は本当に我慢強いな、よくやっているなと思いますし、それを、その職員の苦情・文句を市長みずからいさめながら、何とか我慢してくれということを進めてきました。進めてきたなと、僕は感じています。そういう意味では浜田市長の優しさ、人徳というのですか、成果だと僕は思います。市長だから我慢しているところがあるのですよ。それをやっぱり圧力的にすれば、圧力的に反作用で起こるのです。やっぱり優しくなだめながら頑張ってくれというのは、本当に大事だなと思っています。しかし、そろそろ限界に来ている。病人がどんどんふえてきています。これまでどおりの手法は、無理があるなと思います。

これまで行革で、やっぱり議場の中でもいろいろ発言がありました。職員数をただ単に数字を比較する。類団だからということで比較してきました。極端な事例としては、春日市みたいに400人ぐらいでやっていますよ。そういう数字の比較だけでは、これからはずらないと思います。やっぱり中身、どういう行政が行われているか。例えば僕は別府の福祉サービスというのは充実していると思っているのですけれども、例えば春日市は人口は同じぐらいでしょうけれども、面積は別府の10分の1です、ほとんど。10分の1ぐらいですよ。山はありません、山林も。農地もほとんど、6分の1から10分の1近いです。高齢化率、別府は25%ですが、あそこは15%。生活保護は、別府はほとんどもう二十二、三生活保護率ですかね。向こうは平均……（発言する者あり）23……、30をいったのですかね。春日市は平均ですが9.1パーミルぐらいです。そういう実態です。やっぱりそういう福祉の実態というのを、比較をしていかなければならないなというふうに思います。

まだありますよ。言おうと思ったらいっぱい、僕も調べてみたことがあります。市営住宅の数とか保育所の数、学校の数、学校も半分ですよ、狭い中に。ごみ処理もやっぱり半分。市立高校ありません。そして例えば水道局も広域ですから、入っていません。消防も広域ですから、入っていません。そういう個々の市民に対するサービスの実態を羅列をして、そして合うところ、こことここはやっぱり似ている。しかし職員が多いというのならまだわかるけれども、そんなに極端に離れているのに職員を減らせるわけがないのです、現実問題として。もしそれをしようとするのであれば、はっきりと市民に対してこういうサービスは削ります、なくします、ですから、市民も我慢してくださいというところまで踏み込まないと、これから先の行革は進まない、僕は本当にそういうふうに思って

います。ぜひそういう、同じように比較するのであれば、そこまで比較してやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりますので、そういうことで行政改革の一つですね、この定員管理というの。ただいろいろ言っても、やっぱり職員がやっているということを入れていただきたい。ロボットではありません、人間がやっているのです。それで、さっき言ったように、これから先の行革というあり方を考えていただきたい。極端な事例も今議会で出されましたけれども、現状ではそんなことを考える余裕もまだないな、これは政治家も含めて考えていかなければならないのですけれども、提案する以上はその根拠も、やっぱり議員も含めて出していかなければならん、そういう時代になってきたなと思っています。議員に対する批判も全国的にやっぱり広がっていますから、やっぱりそういう根拠を持った提案というのも大事ななというふうに私も、やっぱり自分自身に投げかけながら、もしこの次当選できれば、そういう姿勢で臨みたいと思っております。

それでは、2番目の行政の役割についてです。

4年間議員をさせていただきまして、特に中心的に質問をさせていただいたことを再度確認をする意味で質問させていただきます。

まず一つ目が、指定管理者のあり方です。

指定管理者制度は、決して完全なものではない。全国的にも失敗例が出てきておりますし、最終的には行政が責任を負うものである。指定管理に出したからといって市の仕事なくなるわけではありませんし、行政の所有する施設を安心、そして安全に運営していく上での行政責任、これは逃れられないということです。担当課に任せてしまって、時がたつにつれて責任を忘れがちになるというのが、やっぱり人がするのであればそういうことになってしまうのです。だから、最初の段階でのルールづくりが大事ですよと言ってきました。今後どのような姿勢で臨むのかを、お答えいただきたいと思います。

○政策推進課長（大野光章君） お答えいたします。

まずルールづくりについてですが、御承知のとおり平成17年5月に公の施設の指定管理者制度にかかる運用指針、こちらの方を策定しております。その後20年7月、それから本年2月、先月になりますが、改定を行っております。順次、状況に応じて改定をしているところであります。それから同月、先月2月になりますが、改定と同時に関係課を集めまして、再度ルールについての説明、取り扱いについての説明をさせていただいております。

最新版の改定内容についてですが、昨年12月28日、総務省行政局長通知、こちらの方が出ておりますので、基本的事項の変更、こちらの方を加えております。それから各課の取り扱いとしまして、書類の様式、こちらの方の見直し、それから事務決裁規程、どこまで決裁をとるのかというのも明確にいたしました。

また任意指定につきましても、平成22年度から別府市公の施設の指定管理候補者選定方法と検討委員会、こちらの方を新たに設置しまして、その妥当性等について御意見をいただいているところであります。

次に制度運用のチェックについてですけれども、こちらにつきましても、平成21年12月に、指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針を作成・配布しております。これにつきましても22年5月、打ち合わせの中でふじみ野市、こちらの方の事件につきまして判決文、こちらの方を配布して注意喚起を各課に再度促したところであります。それからモニタリングにつきましても、本年2月、同時期ですけれども、再度運用指針を配布・説明し、現在モニタリングの状況について政策推進課の方で各課から聞き取り、把握をしている状況であります。

なおこのモニタリングにつきましても、各指定管理者、こちらに任せただけではなく、

当然行政の責務として行政みずからもモニタリングを行うようにということで説明をさせていただいております。

- 2番（加藤信康君） 制度の運用については、12月に総務省通知が出ました。今言ったとおりです。指定管理者制度を導入するかしないかは、自治体の自主性に任されています。また指定管理者の選定は、単なる価格競争による入札ではありません。さらにまた指定管理者が、労働法規を含め法令を守るのは当然であります。選定に当たって、労働法令の遵守や雇用労働条件の適切な配慮が求められています。こういう通知ですね。指定管理者が労働法規に限らず法令を守るのは、これは当たり前だと思いますけれども、やっぱり行政再度のチェック体制というのに、この間ずっと質問してきた中で少しまだ意欲が欠けているかなというふうに思います。

再度お聞きします。このチェック体制、今後どのようにしていけますか。

- 政策推進課長（大野光章君） チェック体制についてですが、まず第1段階で募集段階があります。これに当たりますのは、仕様書において必要な業務体制、これがとれているかどうか、その辺のチェック、それから当然労働関係法規、こちらの方の遵守、こちらの方についてもチェックをさせていただくようにしております。それから指定管理者の選定に当たりますのは、コスト比較、これも大切ですがけれども、これだけではなく総合的な判断、その体制がとれるかどうか、安全性を確保できるかどうか、この点についても十分チェックをさせていただくようにしております。また指定管理後、これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたとおりモニタリング、当然、指定管理者と同時に行政側の責務としまして、行政側もモニタリングを進めていくような方向で指導してまいりたいと考えております。

- 2番（加藤信康君） この間、特に大野課長そして梅木部長とこの指定管理について議論させていただきました。指定管理者制度、やっぱり市役所の中心たる政策推進が指示・指導していかないと、ぐちゃぐちゃになりますよということをお願いしてきました。

部長は今年度で退職ということなのですけれども、最後に一言ありましたらお願いしたいと思います。

- 企画部長（梅木 武君） 私の記憶では2番議員さんと、この指定管理になったとしても事故が発生した場合、行政としても責任は問われるのですよと。埼玉県内のプール事故、あのやり取りが最初だったと思います。それから、そのときの答弁では、いわゆる安全管理義務というのは、行政としても責任は逃れられないという警鐘と受けとめているという答弁をした記憶があります。ですから、この指定管理は今2期目、3期目になっていますけれども、基本的に指定管理業者に丸投げなんかはもう絶対できなくて、行政の責任は表裏一体ということで、そのためにはモニタリングを初めチェック、机上のチェックだけではだめですよということで今準備、準備といいますか、いろんな改善をやってきております。ですから、別府市の指定管理においては、今後も事故が起こらないように、利用者の安全等を含めてさらに一層、各課ともども努めていきたいと考えております。

- 2番（加藤信康君） ありがとうございます。やり取りの中でかなり整理されてきたというふうに思いますけれども、やっぱり担当課の姿勢が大事になってこようかと思っておりますので、ぜひ政策推進課は担当課に対する指示・指導をお願いしたいと思います。やっぱり指定管理施設で働く人たちが不安になれば、労働環境も悪くなれば安全・安心というのは保つことができないと思っていますから、やはりそこに目を入れるということが必要かなというふうに思っております。

では、指定管理については終わります。

環境行政です。別府市は国際観光温泉文化都市、世界の保養地を目指していく。僕はぜひ目指していただきたいし、そうなってもらいたいと思っているのですけれども、やっぱ

りきれいなまち、きれいな環境を観光客に提供する。そのことがやっぱり別府市民、観光地である別府市民の役割というふうに思います。そしてまた、それでプラスの効果が出てくるということです。今CO2の削減とか地球環境の問題、公害とかごみの出し方、環境行政は非常に幅広いんですけども、まずは市民一人一人がどう行動していくか、行政がそれを示すことが大事だというふうに思います。観光都市としての、特にごみ行政のあり方をどうお考えでしょうか。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

本市のごみ行政の基本方針につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中で環境への負荷を軽減し、地域の循環型社会を推進していくため、「もったいない」をキーワードにごみの排出抑制に取り組んでいくということを明示しております。したがって、循環型社会形成推進基本法に基づき、市民の皆様の御協力のもとに、ごみの3Rでありますごみの発生抑制、再使用、再利用を進め、適正に廃棄物の処理をしていくということが重要であると考えております。また観光都市としてきれいなまち、きれいな環境を観光客の皆様提供していくという観点から考えれば、ごみのばい捨てやごみの不法投棄及び地域の環境美化を、粘り強く住民の皆様へ啓発をしていくということが重要であろうと考えております。

○2番（加藤信康君） そうですね。ごみを集めるだけでは、国際観光温泉文化都市、国際都市はできないと思います。やっぱり世界の保養地を目指すのであれば、そこに住む人たちが、やっぱり別府市内をきれいにしていこうという気持ちを醸成をしていく、そのために市民に対して啓発をしていく、これがやっぱり行政の仕事だなと思います。市民の意識を変えていくというのは、本当に大変だろうと思います。そういう意味では本当に、ごみの状況を知った職員を徹底してやっぱり啓発活動に向ける、それが必要なと思います。長期的な戦略として、やっぱり今のうちから市民に対する啓発をお願いしたい、追求をしていただきたいというふうに思います。

機構改革で、環境課になりましたですね。ごみの行政のみならず、し尿から公害、大気、水質、大きな役割を担っています。この間ごみ収集、民間委託が重なってきましたから、本来の仕事である環境型社会の実現、ごみの分別収集とか市民啓発のスピードが鈍っているなと僕は感じています。広域圏や他の市町村を引っ張ってでもいってほしいというふうにお願いをしましたけれども、やっぱりリサイクル行政、ごみ行政を進めるためにはそこまでやっていかないと、広域の中でも7割方の財政を負担している別府市ですから、それくらいの強気でやらないと進まないと思っています。それで、それを進めるために、この間専門的な職員を育ててきたはずなのです。循環型社会を実現するために市としてどういう姿勢で臨むのか、再度決意をお聞きしたいと思います。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

議員御指摘のように、ごみの中間処理また最終処分を広域圏事業として2市1町で実施している以上、広域圏事務局を含めた4者の連携を密にしていくことの重要性は、十分認識をいたしております。循環型社会の形成を推進していくためには、まず2市1町で異なっている分別収集計画をすり合わせ、分別する収集品目を統一していくという作業が必要になってくると考えております。また家庭系の一般廃棄物だけではなく、事業系一般廃棄物の中でも排出量が多く、リサイクルの実施効果が高いと思われる古紙のリサイクルシステムについて、この部分の構築につきまして、本市の方から提案をしたいというふうに考えております。

○2番（加藤信康君） かなり前からこういうお話をしてあって、そして一つ今、古紙のリサイクルを提案していきたいということですけども、やっぱりスピードが遅いというふうに思います。やっぱり広域の中で連絡会をつくってくださいよということで、私は広域



圏議会の中でも発言をしました。4年前からお願いをして、やっとその連絡会ができてはなかなか進まない。これは財政的な、2市1町ありますから、ほかの自治体の財政的な部分もあるでしょうけれども、やっぱりそこが一緒にならないと、本当、広域圏の中間処理も含めてできないのです。だからやっぱり別府市が、どんどんと機関車となって引っ張っていく、このことをぜひお願いしたい。早急に進めていただきたいというふうに思います。

では次、食育と学校給食のあり方です。

平成22年の第1回定例会で教育長から、学校給食において子どもたちが安心・安全で、より栄養価の高いおいしい給食を提供することが根底にあり、単独調理場は別府市の財産であるというふうにお答えいただいています。別府市における学校給食のあり方について、再度お聞きをしたいと思います。

○スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

別府市では平成16年2月に、学校給食運営検討委員会における学校給食運営のあり方についての建議を受けまして、学校給食を児童・生徒の心身の健全な育成と教育活動の一環として位置づけ、小学校では単独調理方式、中学校では共同調理方式で直営方式を基本といたしまして、安全・安心で栄養バランスのすぐれた、おいしい温かい給食が提供できるよう、その運営を行ってきております。特に小学校の単独調理場方式につきましては、心身の成長発達の著しい小学校時期におきます教育的配慮から、またつくる側と食べる側の姿がお互いに見える安心・安全と食育推進の観点から、子どもの視点に立った学校給食の実施を基本理念に単独調理場での給食の提供を行っており、まさに別府市の財産であると認識しております。

○2番（加藤信康君） ぜひ引き続き、その考え方を持っていただきたいと思います。

今後の別府市の食育推進についてお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

平成17年7月に食育基本法が施行されまして、食育の推進については学習指導要領に示されるなど、学校におきましても児童・生徒がその発達段階に応じて、食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、教育活動全体で食に関する指導の充実を図っていくことが求められております。このことを踏まえまして食育の推進に当たりましては、小学校単独調理場の特色を生かした栄養士、給食調理員が一体となった取り組みや、中学校共同調理場に配置している栄養教諭を中心とした食育指導等を積極的に進め、給食時間や教科、特別活動等を通じて児童・生徒がみずからの食生活の課題を見出し、よりよい食生活を送るための実践力を養うことができるよう、食育の推進を図ってまいりたいと考えております。

○2番（加藤信康君） ぜひ、お願いします。それで現場においては食育を推進する。そのためにやっぱり教員、栄養士、調理員、この連携タッグが大事だと思っています。しかし現実問題は先生方は日々の仕事に追われて、もう食育推進は栄養士そして調理員にお任せきりなのですね。その栄養士も、これは仕組みですからしょうがないですけども、県費の栄養士がおり、市費の栄養士がおる。どちらにも正規職員もおるけれども、臨時・非常勤です。実際、現場では日々の食育を含めた活動と云ったら、やっぱり調理員なしでは進んでいないのです。ぜひそのことを、やっぱり認識していただきたい。やっぱり現場の人たちともっと話をさせていただきたいと思います。

最後に教育長にお聞きしたいのですけれども、今後の学校給食の運営、その方向性についてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

最近、児童・生徒の中には偏った栄養をとったり、あるいは朝食を食べずに学校に来たりするというような状況がございます。このような食生活の乱れというものが、子どもた

ちに生活習慣病を引き起こす一因であるというようなことが懸念されております。課長が答弁しましたように、栄養バランスにすぐれた学校給食の提供というものは、児童・生徒の体位や学力の向上、食生活の改善あるいは健全な心の育成等、多様な教育効果をもたらすことができるものと考えているところでございます。

また食育の推進につきましても、教員、栄養士、調理員がそれぞれの役割を生かし、協力・連携しながら、子どもたちのために一体となった取り組みを積極的に進めていくことが肝要であるというふうに考えております。今後も幼稚園あるいは学校教育の教育活動の全体におきまして、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実を図っていきたいと思っております。

また、別府市の財産でございます小学校単独調理場方式を基本としながら、安全で安心で、そしておいしい給食の提供を子どもたちにしたい、そういうふうに考えているところでございます。

- 2番（加藤信康君） ありがとうございます。ぜひ本気で進めていただきたいと思っております。最初に僕は、行政改革、定員管理も含めて質問をさせていただきました。ほかの議員からも、行革にはやっぱり聖域がないのだというような発言があります。確かに検討するに当たっては聖域はないだろうと思っております。しかし機械的にただ同じように削っていくというのは、これは人がする仕事ではないと僕は思います。本当に今高齢化が進んで、今から別府のこのまちを支える子どもたちを育てていく。そのためには僕は、やっぱりそれなりのお金を投入して人を投入するべきだという考え方です。ぜひそのことを頭に入れていただいて、今後の食育推進を進めていただきたいというふうに思います。

最後に農業・林業振興のあり方です。

別府の温泉をはぐくむ緑というのが、後ろにだあとあります。別府、本当に景色のいいまちです。大自然、景観としての緑、これらを守り、管理をしているのが農業者であり、林業者というふうに思っています。ところが、その担い手が高齢化して後継者がいない、少なくなってきた。理由は、もう農業、百姓では食べていけない、もうからない。それは、サラリーマンになった方が生活が楽だ。実際に一部分を除いては、もう産業として成り立っていない。そういう中で、少しでも収入を上げていく施策を考えていただきたいということで、地産地消、この推進は大事だというふうに思います。

それで、地産地消の現在の取り組みについてはどのようなになっているのかを、お聞かせください。

- 農林水産課長（川崎 洋君） お答えいたします。

現在、平成22年度より戸別所得補償モデル対策が新たに始まりまして、米に対する所得補償が行われるようになりました。農産物の価格というのは低迷しており、農業の後継者が育たない状況にあります。

こうした中で、平成21年9月より別府中央小学校で、自校炊飯による別府産の米の利用が始まりました。学校給食会との協議により、平成22年12月より市内の幼・小・中学校のすべての米飯給食は、別府でとれる米を使用することになりました。これによりまして別府で生産される米のうち、農協に出荷される米の7割近くの出荷先を確保することができました。また昨年11月には、石垣東に位置します農協の直販所の「旬の館」が開設され、市内で生産された野菜や花、また農産加工品などが常時販売されることとなりました。このように販売先を確保することにより、少しでも農家が安心して生産できるような取り組みを行っているところであります。

- 2番（加藤信康君） 地元産のお米を学校給食に使うということは、先ほど言いました食育にとっても、本当に非常にいいことだなというふうに思います。ぜひ今後も継続して、さらにほかの品目まで広げていただけたらなというふうに思います。

今やっぱり農家の子どもが、そのまま農業をするというような時代ではなくなりました。さっき言いましたように、サラリーマンになった方が、親がもう農家を継がせないという状況なのです。そうなりますと、やっぱり別府のこの山林、農地を守るためには、非農家の人たちに就農の機会を広げていかなければならないというふうに思います。でないこの別府の農業、林業を守れない。そのためには、やっぱり興味を持ってもらうこと。農業と触れ合う機会をつくるのが大事だと思います。子どもたちが農業体験を積極的に行うこと、それから常時農業体験ができる施設、さきの議会でも少し発言させていただきましたけれども、これも必要と思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○農林水産課長（川崎 洋君） お答えいたします。

現在、市内で大平山小学校、朝日小学校、東山小・中学校の3校で農業体験学習を行っています。過去には別府北小学校が、内成地区で実施しておりましたが、子どもたちの輸送費やまた移動時間、作業に時間を要するという理由で、現在は行っていません。

市内の小学校ですべてで実施することが理想ではございますが、費用や時間の問題がありますので難しいのではないかと考えております。しかし、現在、統合により廃校となりました旧東山小学校の校舎の方を再利用した、農業体験や自然体験学習ができる施設について、検討を行っているところであります。この施設につきましては、平成22年度校舎の耐震診断及び補強計画を実施し、その中で安全性の検討を実施いたしております。今後は地元との協議を行いながら、農業体験学習や地元の協力をいただき、麦わらを使ったわらじ、しめ縄、竹を使いました竹馬、竹とんぼ、炭焼きなどの伝統文化継承体験や、付近に流れております由布川溪谷を教材とした、自然体験の学習などができる拠点施設として活用できないかを検討しているところであります。

○2番（加藤信康君） 子どもたちが大自然の中でそういう経験ができる農業体験、そういう経験ができるというのも大事ですし、今言ったそういう施設があるということは本当にすばらしいな、それができるということは大変いいことだと思います。少年自然の家みたいながありますけれども、逆に教育ファームですね、農業を体験する拠点、こういう施設としてぜひ実現をしていただきたいなというふうに思います。

農業関係については、僕もずっとこの間質問させていただきました。今までどおり、これまでどおりの農業振興のままでは、あと5年、10年もすれば本当に農林業者というのはわずか、いなくなるのではないかな。山も田畑も本当に荒れてしまう、もうすでに荒れてきていますね。別府の観光にとってもものすごく大事、大切な自然、それを支える農業・林業なのです。それを維持、拡大まではしないにしても維持していくということは、本当に観光地別府にとって大事だというふうに思っています。その割には農業予算というのは本当に少ないな。1%に満たない程度です。この前聞きました、0.9にもいかない。0.6ぐらいにまで下がっています。

戸別補償が少しずつ始まりましたですね、この日本の。世界農業では直接払い制度というのは、本当、環境の守り役ということで進められているのです。特にドイツを中心としたヨーロッパ農業ですね。収入の7割は環境補償ですよ。環境を維持するための、この打開策として直接的に補助金を7割ぐらいもらっている。それで維持をしている。現状の国の施策だけでは、打開できるというふうには僕は思いません。やっぱり50年、100年先を見据えた大胆な施策、財政投入が必要ではないかなと思います。ぜひ、そのことも考えていただきたい。

有害鳥獣の話が出ました。本当、僕もこの前言いましたけれども、イノシシ、猿がごみ箱をあさり、国道をシカが闊歩する。そんな時代が本当に来るのではないかな。来そうなのですね。すべては、やっぱり農地が荒れてきたことが原因だというふうに思います。山林だけでなく都市と山間部、ちょうど境にある中間、里山というのですか、その管理が

やっぱり行き届いていない。やぶがふえてきて、そこにイノシシが住みついて、すぐにまちに出てくる。これが実態なのです。

ことしの新年度予算で、地域特産品等開発調査委託料というのが提案されています。新しい取り組みということで、農家収入をふやす意味合いでは評価をします。現状の農業を支援するというのも大事なのですけれども、やっぱり農業をこれから先、自然環境維持産業それから観光資源維持産業、こういう位置づけに変えていって、そういう農業政策に転換していく、こういう時期に来ているのではないかというふうに思います。これはやっぱり農林水産課という政策よりも、本当、別府市全体、企画、政策推進のところで考えなければならぬ、そういうふうに思うのです。機会さえあれば、僕もそういうグループに参加をしていきたいなというふうに思いますけれども、本当、この都市の周り、別府市を囲んでいる中間が荒れてきている。当然、山林も荒れてきていますから、別府の将来、別府観光の本当に将来を見る、考えるのであれば、今のうちに、やはりこの施策を考えていく必要があるというふうにつくづく思っております。ぜひそういうことを頭に入れていただいて、政策決定をしていただけたらなというふうに思います。

最後に、今議会は選挙前の議会です。僕は本当、この議会の中で、議会というのは本当に恐ろしいところだなと。特にテレビカメラが入った中で、本当、白いものがグレイにできるのかな、そんな恐ろしさを感じました。これはやっぱり議会のあり方としても考えていかなければならぬし、僕ら議員も発言の中身をやっぱり考えていかなければならぬという、恐ろしさを感じています。

そういう感想を持ちまして、本当、この4年間、御指導に感謝をしてこの質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

- 11番(猿渡久子君) 通告の順に沿って、質問をしてまいりたい。関心の高い問題、切実な問題ばかりですので、誠実な前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

まず、介護保険の問題から質問に入ります。

介護保険制度は、制度改定のたびに費用負担がふやされて、利用が制限をされ、介護崩壊と言われるような大変な事態になっていると思っております。まず介護認定、要介護認定の状況から説明をしてください。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

直近の介護保険事業状況報告では、平成22年12月末現在の要介護認定者数は6,262名おります。要介護状態区分別の認定者数は、要支援1の方が1,190名、要支援2の方が658名、要介護1の方が948名、要介護2の方が1,189名、要介護3の方が836名、要介護4の方が722名、要介護5の方が719名となっております。

- 11番(猿渡久子君) サービス受給の状況は、どうでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) 先ほども答弁いたしましたように、要介護の認定者数が6,262名の方がおられます。そのうちサービスを利用されている状況につきましては、居宅介護サービス受給者数が3,975名、地域密着型サービス受給者が260名、施設介護サービス受給者が1,034名となっております。

- 11番(猿渡久子君) 今のサービス受給者、答弁していただいた数字を合計しますと5,269人となります。先ほどの答弁で6,262人が要介護認定を受けている。その中で993人、15.8%はサービスを受けていないということになると思うのです。要介護認定を受ける、まず認定を受けるというのは一定のサービスが必要あると感じるから認定の申請をすると思うのです。その中で15.8%の人がサービスを受けていないというのは、やはり私は料金の問題ではないかというふうに思うのです。

私たち日本共産党市議団は、市民アンケートをお願いしました。これは広域の議会でも取り上げたのですけれども、そのアンケートの中に、85歳の男性の方が、長い手紙を添

えて送ってくださった方がいらっしゃいました。この方、以前は要介護2だったのだけれども、更新のたびごとに下げられて、要支援の2になった。体調は、倒れた当初に比べて悪くなっているけれどもよくなっている。自助の努力が報われるような施策を、しかと善処をお願いしたい。一生懸命リハビリをすればするほど、頑張れば頑張るほど認定が軽くなって、受けるサービスが少なくなってしまう。この方は、この後見直しをして要介護の2になったということなのですから、この方のように、納得がいけない介護度が出てくるケースというのがたくさんあると思うのです。これはもう国の方が、さっき言ったように、制度改定の際に軽くなるような基準を変えていったということがあると思うのですけれども、認定の審査というのは、1次判定で訪問調査を行って、主治医の意見書をもってコンピューターで1次判定を行って、2次判定を広域圏事務組合の方で審査会でするわけです。通知を決定するわけですから、やはり実態に見合った、介護保険料を払っているのに、いざ介護が必要になったときには軽くなってしまうということにならないように、その辺ぜひ国に意見を上げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

機会あるごとに、そういった形で要望はしていきたいと考えております。

○11番（猿渡久子君） 今後さらに、要支援の方が保険給付から外されるというふうな方向を厚労省が考えていまして、保険料を払うのに、実際には保険給付からサービスを受けられないというふうな事態が進んでいくことが危惧されているわけです。その点もやはり、12月に部長から答弁をいただいたように、国に向けて私たちも含め意見を上げていきたいと思っているところです。大変、とんでもない方向に行こうとしていると思っております。

認定を受けるときに、ある程度のリハビリを行ってから認定を受けないと実態に合った認定にはならないという問題があって、ただ申請をした段階から認定の結果が出るまでに1か月ぐらいかかります。そのタイムラグの問題というのが出てくると思うのです。退院をして家で生活するなり、スタートするときには住宅の改修が必要だったりヘルパーさんが必要だったりするのだけれども、そこに間に合うのかという問題が実際問題出てくると思うのですが、そのタイムラグを解消するために、認定作業をぜひ急いでいただきたいと思うのですが、その辺のところはどういう形になっていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

介護保険法で要介護認定申請に対する処分は、申請のあった日から30日以内になければならないとなっております。そのため1次判定までの期間を2週間、その後介護認定審査会での2次判定までの期間を2週間として、30日以内に認定結果通知が行われるようになっております。

また、末期がん等の方で介護サービスの利用について急を要する場合には、認定調査を迅速に行うとともに、広域圏事務組合と連携をとり、直近の介護認定審査会で2次判定を行うなど、要介護認定を迅速に実施しているところでございます。

○11番（猿渡久子君） ケース・バイ・ケースで迅速に進めていただいているということで、その点はありがたいと思います。

介護保険料・利用料の問題ですが、きのうの18番野田議員の質問に対して、今後、来年1年後には保険料を上げざるを得ないのではないかとという答弁がありました。保険給付がふえていっていますので、その辺が予想されるわけです。全国平均で4,160円から5,200円に、月額で上がるのではないかとということが言われています。今でも私たちの市民アンケートにも、こういう声がたくさん寄せられています。年寄りには住みにくくなった、税金や介護保険料、後期高齢者医療の負担などが大変になった、年寄りに一つも優しさがなく、77歳女性の方ですが、このような声がたくさん寄せられているわけです。年金の支給額は下がるし医療費は上がるしというふうなことで、大変なわけです。そうい

う中でいかに介護保険料を抑えるかというときに、別府市は今6段階なのですけれども、調べてみましたら、大分市は8段階、中津市と宇佐市は7段階にしています。こういう7段階、8段階というような多段階の方式をとって、極力低所得者の負担を抑えるようにすべきと思いますが、どうでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

国の試算では第5期の介護保険料は、全国平均で5,200円程度になると予測されております。別府市においても、保険料を上げなければならない状況にあると認識しております。現在別府市では介護保険料を6段階に設定をしていますが、より負担能力に応じた保険料となるよう、保険料段階をふやすことも検討してまいりたいと考えております。

○11番（猿渡久子君） それと同時に、やはり国に向けての働きかけも大事になってくると思います。

二つ目の通告、高齢者の生活支援についてですが、一つ目のバスやタクシーなど高齢者の外出への支援について。

これは、これまでの議会で若干似通った質問・答弁があつていますので、きょうは要望にとどめておきますが、こういう声が寄せられています。介護保険の支払いをしているが、自分たちがその年になって本当に利用できるのか不安。今の高い保険料が、いつまで持ちこたえることができるのかな。老人のためにワンコインバスがあれば、もっと外に出かけ、他人との対話もふえて、もっと健康になり医療費も少なく長生きしてもらえと思う。これは59歳女性の方です。また、年金が少ないのに介護保険料は5,300円と高い。76歳で、これから老いていくばかり。ひとり暮らしの自分にとっては、行き先が心配です。また、ひとり暮らしの支援、ぜひぜひ助けてください。駅に行くにも交通費が高い。老人のタクシー割引があつてもいいのではないかと思いますなど、こういう声がたくさん寄せられていますので、どういう方法だったらできるのか、タクシーへの補助なども含めて今後検討していただきたいと思つています。

では、ごみ収集の関係です。ごみのふれあい収集です。この問題の質問に移ります。

今やはり無縁社会ということも言われていますし、別府市で65歳以上の方が7,000名ぐらいひとり暮らしでいらっしゃるということなのですけれども、私は以前の議会でも、ごみを収集に行く際に、ひとり暮らしの方の自宅の前まで収集に行ったり、声をかけながら収集したり、2階、3階の方にはそのドアの前まで収集に行くとか、そういうふれあい収集に取り組んではどうかということで質問をして、調査・研究するという答弁があつていますが、その後どのような状況になっていますでしょうか。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

昨年の9月議会で議員さんより、ふれあい収集の御提言をいただきました。現在ふれあい収集を実施しております他の自治体の実施要綱等を、詳細につきまして精査をしております。また本市における関連事項のデータ収集を行い、現在分析を行っている状況でございます。

○11番（猿渡久子君） 他市の状況も若干調べてみましたが、先日テレビでもやっていたけれども、長崎市が、坂が多くて階段なんかも多いので、ふれあい収集をやっているということです。本当にたくさんのところが実施していますけれども、長崎市の例で言いますと、玄関にごみが出されておらず、呼びかけにも応答がない場合は、センターから自宅に電話をかける。携帯で収集の職員さんが環境センターの方に、この人を呼びかけても返事がないのだというふうに連絡をする。そうしたらセンターから、その御本人のお年寄りの自宅に電話がかかって、大丈夫ですかというふうに確認するというわけです。そういう安否確認する仕組みがある。連絡がつかない場合は家族に電話し、最終的には高齢者を担当する課の方に通報するというふうになっているそうです。これまで、車いすから落ち

て起き上がれなくなっていた高齢者を発見したこともあった。亡くなっていた例もあったということです。

やはり私たちはいろんな方から、ひとり暮らしだから自分もいつどうなっておるのかわからぬ、見つけてもらえんかもしれんというような、不安の声をたくさん聞くわけです。そういう中でやはり市の職員さんだったら信頼がありますから、安心ですから、せっかくごみ収集に回るのにそういう声かけ、安否確認を含めて取り組むというのは大事な事業だと思います。せっかくなら、早く取り組んでもらいたいと思うのです。来年1年後、平成24年度に第3期の可燃物収集の業務委託が計画されております。それと同時にふれあい収集を開始できないかと思うのですが、どうでしょうか。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

ふれあい収集の実施に当たりましては、現在実施しているごみ収集業務とのすり合わせが必要になるほか、実施に伴う財源及び人員の確保、関係福祉課との調整等が必要になるため、現段階で実施の可否を含めた明確な答弁はできかねますので、御理解をいただきたいと存じます。

○11番（猿渡久子君） 別府市の場合、家の前に置いてくださいとなっているのだけれども、奥まった路地の奥の方に家があったり、2階、3階、4階に足の悪い方が住んでいらっしゃる場合もあります。もちろん御近所で助け合って出している方もいますけれども、そういう方のためにも、なるべく早く実施をしていただけるように要望をしておきます。

では、次の問題に移ります。学校の扇風機やエアコンの設置について。

これも以前より早急に、少なくとも扇風機を設置してもらいたい、将来的にはエアコンも必要ではないかということで求めてきた問題です。まず、現在の公立小・中学校のエアコンの設置状況について教えてください。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

平成22年度、小学校4校、中学校1校の図書室の空調設備工事を実施いたしました。各小・中学校のコンピューター室、保健室、校長室、職員室、事務室の空調設備工事をすべての小学校で完了いたしました。また幼稚園の職員室につきましても、エアコンの設置を完了しています。

○11番（猿渡久子君） 教室以外には、そういうふうにエアコンがついているのですが、毎日子どもたちが使っている教室には、まだエアコンはついていないわけですね。その辺の、普通教室のエアコンの設置の計画があるのかどうかは、どうでしょうか。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

現在、小・中学校の普通教室につきましては、暑さ対策のために中学校より扇風機の設置を進めています。小学校にも順次計画的に設置を考えていますので、現在のところ普通教室につきましては扇風機の設置を進める計画でございます。

○11番（猿渡久子君） 扇風機すらない、この猛暑が大変最近深刻になって、熱中症なども大変問題になっています。そういう中で、扇風機すらない状況がまだまだ残されているわけで、当面急いで扇風機の設置をするように求めてきたわけですが、扇風機の設置状況と今後の計画について答弁してください。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

小・中学校の扇風機設置状況につきましては、国の平成22年11月の緊急総合経済対策の補正予算により、平成23年度に予定していました小・中学校の扇風機設置工事を前倒しし、平成22年度予算で実施するようにしています。中学校につきましては、平成23年3月末には、すべての普通教室の扇風機の設置が終わります。幼稚園、小学校につきましても、すでに設置されているところもありますが、引き続き計画的に扇風機の設置

を行っていく計画でございます。

○11番(猿渡久子君) これは以前、昨年9月の議会でも質問して、その時点でも残された小学校と幼稚園合わせて幾らでできるのですかといったら、2,120万という試算だという答弁だったのです。これは毎年要る予算ではなくて、もう1回つけたらいいわけですから、だからもう来年の夏まで、今言えばことしの夏まで、暑くなる前にこれを全部設置することはできないのでしょうか。いかがでしょうか。

○教育総務課参事(井上 忍君) 市長部局と、これからいろいろ予算面で協議しながら、計画的に進めていきたいと思っています。

○11番(猿渡久子君) 大人の職場で、扇風機もないという職場はもうあり得ないと思うのです。皆さん、エアコンがある中で仕事をしているわけで、子どもたちの学ぶ環境をぜひ早急に整えて、ことしの夏までに間に合うように努力をしていただきたいと、市長部局にも要望しておきます。

では四つ目の問題、まちづくりや地域活性化についてということで、この問題は近鉄跡地マンション計画です。これについては、私はもう4年近くになると思いますが、どうなっているのかとずっと言ってきましたが、具体化がなく、延び延びになってきたわけですが、最近看板が立っているようですけれども、これについては、きのうですか、すでに若干の答弁がありますが、住民説明会なども行われているようですが、そのあたりも含めて答弁してください。

○ONSENツーリズム部長(清末広己君) お答えいたします。

昨日、19番議員さんの質問で御答弁をさせていただきましたが、先月15日に建設予定地に指定建築物概要として看板が設置をされました。近隣住民との説明会も、複数回にわたって開催されたとお聞きをしております。設置された看板によりますと、着手は来月、完成は来年の10月の予定となっております。施設規模は、地上15階建て、105の居室を有する共同住宅の建設となっております。

○11番(猿渡久子君) これは複合マンションということで商業施設も入る予定だったわけですが、1期計画、2期計画という答弁がこれまでもあっていますけれども、そのあたりの計画はどうなっているのか、答弁してください。

○ONSENツーリズム部長(清末広己君) お答えいたします。

マンションは、今議員御指摘のとおり1期、2期と2回の工期で建設するとのことでございます。御指摘の商業施設は、2期工事の中で計画しているということでございます。

○11番(猿渡久子君) 2期工事というのですけれども、これは中心市街地活性化基本計画の核となる事業として位置づけられているわけです。この中心市街地活性化基本計画というのは、5年間の3年間が過ぎて、あと2年でしょう。2年の間に目標達成してしまわないといけない。だから2期計画まで建物が完成して入居が済んで、活性化に寄与するという、定住人口がふえて、その人たちが町中で買い物をしてという、活性化に貢献するところまで、あと2年でできるのかという気がするのです。

周りの方に聞いても、いろんな御意見がありますけれども、まずこの計画は今まで資金繰りが大変で延び延びになっているという答弁が議場でもあっていますけれども、それだけ資金繰りが大変だったものが本当に大丈夫なのかという声が、皆さんの中にあるのです。途中で行き詰まるようなことがあって、いろんな業者さんやいろんな方に迷惑をかけるようなことがあっても困るとかいうふうなことも心配されている声もお聞きしたりしますけれども、その点大丈夫なのか。

それと補助金を、市から補助を出すというふうな話も以前あったわけですが、その市からの補助についてはどのように考えているのか、答弁してください。

○ONSENツーリズム部長(清末広己君) お答えをいたします。



まず2期工事のスケジュールでございますが、これにつきましては建設規模、着工時期ともに、まだ具体的にはなっておりません。

次に、別府市からの支援ということでございますが、事業主さんからも現在具体的なお話がございませんので、現段階においては支援のことは考えてはおりません。なお、2期工事の商業施設につきましては、経済産業省の補助金を視野に入れているとのことでございます。

また、資金繰りについてでございますが、金融機関からの調達のめどが立ったとお聞きをしておりますので、大丈夫ではないかと判断をしております。

議員御指摘のマンション建設の基本計画での位置づけは、町中居住でございます。中心市街地の人口増、活性化に結びつけていくということでございます。中心市街地活性化基本計画の計画期間は、先ほど議員が言われましたが、平成24年度末、つまり平成25年3月末までとなっておりますので、計画期間内に事業を完了するよう事業主さんにもお願いをしているところでございます。そして地域の方々とは十分に協議を重ねるよう、あわせてお願いをいたしていきたいと考えております。

○11番（猿渡久子君） その計画内に定住人口がふえて活性化に寄与するように、ぜひ期待をしたいと思います。

ビル風とか電波の問題、温泉の問題、あと作業時間の問題など、地元の方から不安の声も聞きますので、今答弁がありましたように、地域の方と十分に協議を重ねて不安を解消するように、十分協議の上で進めていただくということが大事だと思います。

では、この中心市街地活性化基本計画の見直しと取り組みについてです。

この見直しについては、具体的にその見直しをしていくのだという答弁がこれまでありますが、内容が具体的にになっているのかどうなのか、説明をお願いいたします。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） お答えいたします。

基本計画の見直しについてでございますが、今議会でも御答弁を申し上げましたが、見直しの必要性、これは十分に認識をしておりますので、今後、国の方と見直しについての協議を進めていきたい、そのように考えております。

○11番（猿渡久子君） 何か、具体的に答弁できるような中身はないのでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） お答えいたします。

見直しの内容についてでございますが、現在これは国の方と協議をしておる内容でございますが、昨年11月に中心市街地を主な会場といたしまして「ベップ・アート・マンズ」という文化芸術振興のイベントが実施をされました。これは11月を文化芸術月間として設定いたしまして、別府市内の美術やダンス、音楽などさまざまな分野で文化芸術振興を行っている団体や個人の方々が参加して、発表・展示等を行う催しでございます。さきの開催では約4,000人の方々が観覧に訪れました。この催しは来年度以降も継続して実施することとしておりますので、この計画事業に織り込みたい、そのようにも考えております。

また、平成21年度に実施をいたしました「別府現代芸術フェスティバル」、これにつきましては約9万2,000人が別府を訪れております。次回も平成24年度に実施予定でございますので、こちらの催しも計画に織り込むよう、現在国と協議を進めているところでございます。

○11番（猿渡久子君） その「芸術フェスティバル」とか「アート・マンズ」、これも大事な取り組みだと思いますし、ぜひ進めていただきたいと思うのです。ただ、これは期間が決まっている取り組みですよね。ですから、日常的な、恒常的な取り組みというのも大事になってくると思うのです。その辺の具体化が見えてこないのです、ぜひその辺を具体的に進めてもらいたいと思います。

それと、プラットフォームの活用が、ソルパセオ銀座の中のプラットフォームの活用については、一定見えるものがあると思うのですが、それ以外のところがなかなか表に見えにくいといえますか、その効果が実感されているというところまでいっていない気がするのです。そのあたりもぜひ、さらに活用を図って活性化につなげていただきたいと思います。

そこで、にぎわい創出、地域活性化のための各部各課の取り組みなのですが、私はこれまでの議会で1年前でしたか、例えば児童家庭課で出前保育的なものをプラットフォームの中でできないかということ質問しまして、その後各課にも何かないでしょうかということで具体的に提案もしてきて、そういう取り組みが進んできています。児童家庭課、環境課、スポーツ健康課の取り組みについて報告をしていただきたいと思います。

○児童家庭課長（吉野 武君） お答えいたします。

昨年の8月24日に、初めて空き店舗を改修したプラットフォーム01で「ウキウキ！わらべ宅配便」として、出前保育を開始いたしました。最初は12組29名の親子が参加、2回目は15組36名の親子が参加し、平均利用者数は30名前後となっております。最近では自主サークルをつくり、別に毎月プラットフォーム01で活動するようになりました。例としては、親子で別府B級グルメの体験ツアーを行ったり、鉄輪地獄蒸し工房の回数券を購入してたびたび利用したり、温泉道名人を親子で目指して目下体験中であります。このようにONSENツーリズムを実施しているサークルもできてきております。「ウキウキ！わらべ宅配便」は、毎月1回第1水曜日に実施していますが、「大分パパサークル」もわらべ宅配便に参加し、ウクレレを使うなどして、いつもとは趣の違った読み聞かせを行って、子育て支援の輪が広がっております。ほとんどの親子が朝10時30分に来て遊んだり会話を楽しんだり、昼食をとったりして、午後2時半までゆっくり遊ぶようになりました。帰りには子ども連れの親子が近所の商店街で買い物をして帰るなど、商店街の方から大変喜ばれております。

○環境課長（原田勲明君） お答えいたします。

昨年の12月22日、水曜日になりますが、午後1時半から午後5時にかけて、プラットフォーム01にて「布ぞうり体験講座」を開催いたしております。講師の数及び材料等の調達もございましたので、参加人員につきましては15名ということで限定をさせていただきました。

○スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

議員さんの御提案をお受けいたしまして、スポーツ健康課ではプラットフォーム01を活用しての「ゆったりストレッチ教室」を、昨年12月から月に1回開催してまいりました。会場の関係でマットを敷きますと、15名程度でいっぱいになる広さであります。本日まで3回開催いたしまして、39名の参加となっております。参加者には大変喜んでいただいております。また多くの方は教室の開催前や終了後に、すぐ斜め前にあります青果店で買い物をしたり、喫茶店等に立ち寄りしたりしていると伺っております。このような市民の健康保持増進と中心市街地の活性化を結びつけた取り組みは、市民生活の充実・向上の観点からも大変意義あるものにとらえております。今後も、他のストレッチ教室等との時間の調整やスポーツ指導員の勤務対応の問題等を検討しながら、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（猿渡久子君） 今報告いただきましたが、児童家庭課の出前保育でも昼食を商店街の中で食べたり出前をとったりする人もいるということで、買い物をしてきたり、そういう形で商店街で買い物をしたりするように職員さんが働きかけてくださっているのは、どこの課の取り組みでもあるということで大変ありがたいなと思うのです。子育て支援の方は自主サークルもできたということで、自主サークルでB級グルメの体験ツ

アーに行くとかという、おもしろい取り組みに広がっているなというのは、大変うれしく思います。

商店街の方に状況、お話を聞いてみますと、人通りがふえているのはありがたいな。ただそれが売り上げ増につながっているところまで実感できているかということ、まだそこまではいっていないのかなという感じはしますので、こういう取り組みをさらに広げていけるといいなと思うのです。

せっかくスポーツ健康課、ゆったりストレッチ教室、これも町中に、商店街の中、銀座街の中に出かけて行って取り組んでいるわけですが、健康運動指導士という大変貴重な資格を持ったスポーツ指導員さんがこの指導に当たっているわけです。この健康運動指導士は、以前の議会で言いましたけれども、受講料が26万4,000円必要で、5年ごとに4万の受講料を払って福岡や東京まで出かけて行って、旅費も払ってその資格を更新するというような、大変貴重な資格で、これが嘱託職員さんなのです。だから嘱託職員ではなくて、やっぱりこの貴重な資格に見合って、また大事な仕事をしていただいているわけですから、正職員として雇用すべきだということは申し上げてきました。この点をあわせて要望をしておきたいと思います。

こういう商店街の中での取り組みをさらに広げていくというときに、今度保健医療課関係で何かできないかと思うのです。健康づくりのための何かの取り組み、血圧測定とかそういう簡単な健康診断的なものだったらできるのではないかと思いますし、先ほど最初に介護保険料がどんどん上がっていくという話がありましたけれども、やっぱり介護保険料、国保税を抑えるためにも健康づくりの取り組みというのは非常に大事ですので、そういうことを集まりやすい商店街の中でやっていただくということも大事なことではないかと思いますが、何か取り組みができないでしょうか。

○保健医療課参事（甲斐慶子君） お答えいたします。

保健医療課では、昨年12月にオープンしました別府市保健センター「湯のまち けんこうパーク」を健康づくりの拠点として、市民の皆様の健康づくりを推進しておりますが、市民の皆様の健康づくりを支援するためには、身近な場所で気軽に相談できるという体制も必要であると考えております。今後はプラットフォーム等の場所を活用して、保健師や栄養士による個別の健康相談、育児相談、それからタイムリーな情報提供、ミニ講演会のようなものがないかなと思っております。そのような事業を検討してまいりたいと思っております。

○11番（猿渡久子君） ぜひ具体的に取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では次の問題、観光振興の質問に移ります。

私たちが市民の皆さんにお願いしました市民アンケートの中に、観光に対する御意見もたくさんいただいております。ある方は、「PR不足だ。これだけの大自然、海や山、地産地消の豊かな食べ物と他県・他国から別府を眺めると、観光よし、住んでよしのまちはそんなにあるものではない。観光から定住へ、メディア、ネット等で宣伝し、まずは目にとまり、行ってみたいくなり、実際に来別しスムーズに観光できる交通機関の利便性を整えてもらいたい」。また、「交通、シャトルバス、案内、つながる観光ルートの充実。例えばAは大きなルート、B、こじんまりルート」などという御意見などをいただいております。やはり利用しやすいバスなど交通の充実、PRについてということで一つ目を上げていますが、最近市内のバス会社で1日周遊券、フリー乗車券というのですか、PRするというふうなことも言われていますが、そういう取り組みはあっているのだと思うのですけれども、なかなか十分に知られていなかったり、路線がわかりにくかったりする面があると思うのです。その点でのPRや充実が今後大事になってくるかと思いますが、市としてはど

のように考えていますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

公共の交通機関でございますバスは、観光客にとりまして重要な交通手段であるというふうに考えております。別府市といたしましても、県あるいは県のバス協会と連携する中で、これまでバス系統番号の統一化、路線バス方向幕や車外放送の多言語化、バス時刻表のインターネット検索サイトの整備、また非接触式のＩＣカードシステムの導入などに取り組んでまいりました。今月２０日からは「めじろんnimoca」という名前で別府市内の路線バス等で使用可能となります。今後はこういったものも含めて、そのほかにある改善点、また１日周遊バス券等、お客さまの利便性につながる情報についての広報活動を行いながら、市内バス会社を初めとしまして、県またはバス協会と連携して市民の皆さん、また観光客にとって、より利便性また快適性の向上が図れるように取り組んでまいりたいと存じます。

○１１番（猿渡久子君） 西口駅のところにバス路線の看板があって、そこにパンフレットを置いていたりするのですけれども、そのバスの看板のところに周遊券のパンフレットを置いていたりすると、わかりやすいのかなと思ったりしています。

八湯をめぐるようなバスもあっていいのではないかとかいう意見も、市民の方からもいただいています。

次の棚田観光の問題ですけれども、私は議長の許可を事前にいただいていますので、ちょっとこれ、内成の棚田の写真なのですけれども、本当にヒガンバナの時期などとてもきれいで、すばらしい景観が見られます。この景観を何とか守りたいし、これだけ観光地の別府市にある棚田ですから、観光にもっと生かさない手はないではないかということで、１期目のときからずっと議会で取り上げてきました。最近テレビを見ていますと、工場も観光に生かすというようなことがされています。それがブームになっていたりするのです。別府は、これだけの温泉と、さっきの市民の方の意見にもありましたけれども、温泉あり、山あり、海あり、こういう棚田もありということで、せっかくあるこういう資源を本当にもっともっと大事にして、生かしていくという取り組みが大事だと思っています。そういう点で農林水産課がいろんな取り組みをされてきているわけですが、農林水産課の取り組みについてまず答弁していただけますか。

○農林水産課長（川崎 洋君） お答えいたします。

現在、内成地区の棚田観光につきましては、平成１１年に「日本の棚田百選」に選ばれました後、「内成の棚田とむらづくりを考える会」が発足しまして、駐車場の整備やベンチの設置などを地元が取り組み、行政としての中山間地等直接支払交付金や田園自然環境保全整備事業による水路、農道、東屋やトイレの整備などを行ってまいりました。また立命館アジア太平洋大学と地元の共同によります長期滞在型施設でありますホリデーハウスが、平成２１年４月に完成し、２１年度には２１団体５６名の長期滞在者のお客様が全国からお見えになっております。

内成を訪れるお客様の数につきましては、数を実際に数えることをしておりませんので、トイレトーパー等の使用量、この延長等からトイレの使用者の推計をしております。その結果といたしまして、約４，０００名の方がトイレを利用している。すなわち内成を訪れている方が４，０００名以上おられるのではないかと、そのように推測しております。

そのほかにもオンパクと連携した棚田散策や歩こう会の開催、棚田のオーナー制度など、さまざまな取り組みが行われてまいりました。

さらに平成２３年４月からバス路線が内成の勢場地区や太郎丸地区など、棚田の景観が楽しめるルートに変更になり、バス路線での観光等も可能となると考えております。

地元の受け入れ態勢につきましては、当初観光客に対して愛想のない感じを与えていた

こともありますが、現在では笑顔でお客様と向き合い、言葉を交わす地区民がふえております。別府市の目指す地域住民とお客様、そして自然とが一体となったツーリズムの推進が行われていると考えております。

しかしながら農家の高齢化、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいというのが現状であります。今後とも地元との話し合いを行いながら、農業と観光を結びつけました棚田観光の推進を図りたいと考えております。

- 11番（猿渡久子君） やはり今答弁がありましたように、地元の方が邪魔になる面もあるかと思うのですが、気持ちよく受け入れていただいているという、大変ありがたいと思います。やはり農業の面でこういう棚田を守っていくというのは非常に大変な問題ですから、全国棚田サミットというのがありますね、それを実施している全国棚田連絡協議会、これにまず加入をして、将来的には全国棚田サミットを別府に誘致したらどうかということも私は繰り返し申し上げてきたのですが、まずこの全国棚田連絡協議会に加入をしていただきたい。そしてその棚田サミットに参加をして、全国の取り組みに学んで、棚田を守り生かしていくという取り組みを広げていただきたいと思うのです。

観光まちづくり課の方としては、この棚田を生かすという取り組みをどのように考えていますか。

- 観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

御承知のように観光の目的というものに対するニーズというのが、非常に現在多様化しているというような状況でございます。そういった状況の中で棚田も観光の要素、あるいは素材というものに対してすでにその価値といいますか、地位というものが確立されているのではないかなというふうにはとらえております。

先ほど農林水産課の説明・答弁がございました。環境整備も順次整えられているというような背景もございまして、今後も引き続き別府市の観光パンフレットの掲載あるいはホームページでのPR、こういったものを含めまして積極的に情報提供してまいりたいというふうには考えております。

- 11番（猿渡久子君） 積極的に情報提供していくということなので、よろしく願います。

最後のお土産や食のPRについてということですが、今までもこの議会でもいろいろと論議がありましたけれども、私は県外の方の御意見を聞きますと、やっぱり別府のお土産といえばザボンというイメージがあります。別府の人はふだんからザボンを食べると言われたりしたこともありますけれども、そのザボンなのですが、これも議長に事前に許可をいただいてここに持ってききましたが、一番小さいものでこういう、このくらいの感じなのです。10個ぐらい入っています。ただ、これ、買って食べてみますと、一たんあけたらべたべたするし、お砂糖がざらざらこぼれちゃったりするので、私が思うに、この袋の中に1粒ずつが小袋になっていると扱いやすいな。一遍に食べられなくてもポケットに入れたりみんなで分けたりするときにも、扱いが全然違うなと思うのです。

それとか、このパッケージでも何か若い人にも受けるようなかわいい感じにしたり、今は「ゆるキャラ」というのが全国あちこちでありますけれども、「ゆるキャラザボンちゃん」みたいなことをやってもいいのではないかか思ったりするのです。それとか、大きなザボンがぼんと三つネットに入って売っていたりしますね。重たいし、むくのも大変だし、本当はおいしいのですが、気軽に買えるかという、なかなかそうではないようなイメージもあると思うのです。いろいろ考えて、ネットに入っているザボンのミニチュア版みたいな、ザボン型のケースにザボン漬けを入れて、それを三つぐらいネットに入れて、ザボンのネットのミニチュア版みたいなものがあると、若い女の子たちも「わあ、かわいい」とか言って買ってくれるのではないかなとか、いろいろそんなことも考えてみます。

るわけでは

それとか、私は何年か前に青山高校の高校生の食品部というのですか、部活の中でされていたのだと思うのですけれども、ザボンをフルーツケーキにしたり、ザボンにチョコレートでコーティングしたりしているものを食べさせてもらったことがあるのです。それはその高校生たちが何年間もかけて一生懸命改善してつくったのだと言っていました。そういうふうはこのザボン、そのままだけではなくて何かお菓子に加工するとか、ホワイトチョコでくるんでもいいし、何かお菓子として加工していくといいますが、そういう工夫も要るのではないかと思うのです。いろいろよそのお土産を見ても、一つの素材を使っているバージョンのお土産ってつくっているのではないですか。やっぱりそういう工夫もしながら、せっかくある別府の特産であるザボンを生かしていくという取り組みも要るのではないかと思います、その辺、市が直接やる問題ではないので、その辺を関係者の方と協議していくといいますが、そういうことも提案してみてもどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

いわゆる定番と言われるお土産、あるいは食が地元で開発・育成されていくことは、食観光を推進しているところもありまして、観光都市別府にとりましては非常に重要なことであるというふうにとらえております。したがって、ただいま御質問がございましたザボンにかかわるお土産を初めとするさまざまな可能性について、関係課あるいは関係団体等と検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○11番（猿渡久子君） そういういろんな、ザボンに限らなくてもいいかもしれないけれども、お土産とかお菓子とかスイーツとか、そういうものをいろんな関係の業者の方や高校生、中学生なんかも含めてアイデアを持ち寄って、そういうコンテストみたいなものとか大会みたいなものとか、そういうのをしてみんなで試食し合って、どれがいいかな、どれがおいしいかなというふうなイベント的にやってみる、それもおもしろいかなというふうに思ったりします。

観光面でいろいろと市民の方から市民アンケートで御意見をいただいているので、せっかくなのでちょっと幾つか紹介をしたいと思います。「せっかく日本じゅうに誇れる温泉があるのだから、もっと気軽に温泉に入っただけのようにサービスを充実して、無料の貸しタオル等の入浴セット等を出してあげると効果大」「目玉になるお土産をつくる必要があるのではないのでしょうか」「別府観光といえば温泉だけれども、生かしてない。何かきちんとしたコンセプトがなければ。市民も参加した観光地づくりが必要。分断していると感じる」「入浴料が高く、あちこち回れない」「お金を払わないと楽しめない、こんな不況の中、金額が少なくても楽しみたい」「グルメの時代、ラーメンスタジアム横町みたいに別府のグルメを集めた店があるとよい」「もっともっと温泉をPRするのです、ほかにないのですから」「先日、観光客の方が温泉入浴中の話ですが、交通費が高過ぎると言っていました」「入浴代はやっぱり別府です、安い」と言っていたというのです。あと、「観光イベントにしても、地元中心のイベントでは経済が盛り上がりません。他県・他所から人が来てお金を落としてもらわないことには、そんな視点が弱いように思う」。また、「別府は暗い雰囲気がある。別府には竹工芸というすばらしい工芸もあり、竹を使った光のまちづくり、やさしいまちづくりはどうでしょう。もっと若い人の力が必要だと思う」。また、「柔軟な発想力、企画力を持った人材とその知恵を生かせる仕組み（単年度組織が絡むイベントばかりがあっても何も積まれていない）」「観光課と観光協会の役割分担が全く逆。観光課がイベントを仕切るべきで、観光協会は広報及び広報のための企画提案、県外営業役がごく一般的。別府はこれまでの経緯から観光行政が育っていないように思う」。市民の方の御意見をそのまま読ませていただいておりますが、いろいろな御意見がありますので、

参考にしながら私たちも考えていきたいと思うのです。

竹も別府のお土産の一つです。先日、「フォーラム別府診断」というのが2月26日に別府大学でありまして、それにちょっと参加して勉強させていただきました。このときにも別府のお土産のことが取り上げられていまして、ザボンとか竹細工とか、あと藍胎漆器とか、そういう物が別府のお土産として代表的にあるということで、ツゲ細工など、また別府の湯の花、そういう物についても、お土産としてどういうふうに生かしていくかということの論議がされました。ソルパセオ銀座の中にあるプラットフォームで竹細工をやっていますが、そこをのぞいてみますと、私は、何か竹というと高いお土産品が多いですが、もっと安く手軽に手に入る物が、お土産として若い人に喜ばれる物はないかなと思ってたのですけれども、これはストラップなのですが、これは600円だったのですけれども、こういう1,000円前後の物も若い方が工夫してつくっていました。竹の節のところを生かして、節のところが残るので節のところを生かしてビーズを組み合わせてストラップ、携帯につけたりするストラップをつくっていまして、こういう物ももっともっとPRしていくといいかなというふうに思いました。

あと2分時間がありますので、市長、私はいろいろ意見を述べてみたのですが、何か感想などありましたら、いかがでしょうか。

- 市長（浜田 博君） きょうは本当に楽しく、うれしく、（笑声）あなたの御意見を聞くことができました。観光に対する思いは、本当にありがたいと思っています。

食文化、本当に大切だと思っています。別府とり天、別府冷麺、地獄蒸し、続いてザボン、前回は議員の方から御案内がありました。私もザボンは大好きなのです。これをやはりどういった形で売り出していくのか、このことも含めているようなPR、食文化のPRをしっかりとっていききたい、こう思います。ありがとうございました。

- 議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

- 議長（野口哲男君） 再開いたします。

- 14番（平野文活君） それでは、順序どおり質問をさせていただきます。

まず、国保税の問題であります。

御承知のように、平成20年度から大幅な値上げがされました。一たん21年度では若干引き下げが行われましたが、この20年度からの引き上げの際に理由になったのは、累積赤字の問題であります。9億2,000万円の累積赤字を24年度までの5年間で解消する、こういう方針で値上げが行われました。その後、私どもが繰り返し求めてきた財政安定化支援金を全額市負担分も繰り入れをするというのが、全額は22年度から、毎年約1億2,000万円の繰り入れがふやされたということでもあります。それからもう一つは、これは国に対して、収納率が低下しているからということで、ペナルティーを科して国の普通調整交付金を減額する、こういうペナルティーはやめるように市民に求めるべきだというようなことも繰り返し言ってまいりましたが、民主党政権になって広域化が前提という問題点はあるものの、平成22年度からこのペナルティーも解除するということになりました。それによる実質上の増収は、毎年約1億円というふうに聞いております。この数字には間違いありませんか。

- 保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

今議員御指摘の金額で、大体間違いないというふうに考えております。

- 14番（平野文活君） つまり、年間約2億2,000万円の収入が図れたわけであります。これは20年度の値上げの、いわゆる5カ年計画の際には想定されていなかった、国保会計から見る収入であります。今、国保加入世帯というのは約2万2,000世帯。ですから、

平均ですと1世帯約1万円に当たる収入があるわけです。私はこの想定していなかった増収分は、引き下げの財源として活用すべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

今議員御指摘のありました調整交付金のペナルティーの解除とか安定化支援の繰入金金の増額分、この辺は御指摘のとおり、国保会計にとりましても非常に大きなプラス要因になっているというふうに考えております。ただ、しかし一方では、現下の長引く不況下での国保加入者の所得の低下や1人当たりの医療費の伸び、それから被保険者の減少、こういうような平成20年度当時には考えられておらなかった、いわゆるマイナス要因という部分も事実ございます。御存じのとおり国保会計は、現在5億を超える累積赤字を抱えております。そういうふうなプラス要因もございますが、現在その国保税の引き下げということは、現時点では非常に厳しい状況にあると言わざるを得ない、このように考えております。

○14番（平野文活君） 今の答弁が、私は基本的に行政の目線という視点からの答弁ではないかなというふうに思います。つまり、国保税を納める人たちの所得が減った。それも想定外だ、20年度時点から見るとという今お話があったのですが、納める側の市民、加入者の側から見ると国保税の引き上げ、税率の引き上げにプラス今度は所得の減という形で、ダブルパンチを受けているわけです。だから市民の目線というのは、この立場に立って物を考えるというのが必要ではないかというふうに思います。

確かに国保税収入というのは下がってきています。ちょっと紹介しますと、20年度の予算では32億の収入を予定しておったのです、予算で。ところが決算をしてみると、28億6,000万しか入らない。21年度予算では、したがって予算段階で28億4,000万で予算を組んだ。ところが決算してみたら26億5,000万しか入らないという形。今度、今提案されておる来年度の予算では、もう収入それ自身が25億3,000万しか予算が組めない、こういう形になっております。ですから、この引き上げ分が予定どおり増収になっていないという、国保会計から見るとそういうことになるわけです。だから、それは引き上げられたわ、所得は下がるわという、市民はダブルパンチを受けているということ、この数字から読み取る必要があると思います。同じ所得で比較をした場合、国保税は県下14市の中で上から2番目、市民の1人当たりの平均所得は14市のうち下から2番目という、この所得と税率のギャップですね、ここに、今市民が置かれている重税感があるわけです。これをいかに解消するかということが、やっぱり政治の責任ではないかと思えます。

そういう形になっておりますから、収納率がどうなっているか。これは議案質疑でも野田さんが言われましたが、21年度の県平均と別府市の現年度医療分について、ちょっともう一回言ってください。

○保険年金課長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

収納率、平成21年度決算の収納率ということでよろしゅうございませうか。別府市の場合が、決算の収納率でいきますと83.02%、大分県の平均で90.6%というふうなことでございます。

○14番（平野文活君） 20年度の値上げの際の5カ年計画というのは、収納率90%で試算をしたのですよね、その当時は90%近くあったから。ところが値上げをした結果、83%まで下がった。これはもう県下で最低だ。その結果、加入者自身はどういう状態に置かれているかといいますと、21年度の決算で見ると、加入世帯2万2,358世帯のうち滞納している世帯は、いただいた資料によりますと5,281世帯、23.6%。4世帯に約1世帯が滞納せざるを得ない、こういう状況。滞納すれば保険証、正規の保険証はもらえませんね。短期保険証を出している世帯が3,365世帯、加入世帯の15.1%、



約6.6世帯、6件か7件に1件は短期保険証しかもらえないという数字には間違いありませんか。

○保険年金課長（忒田浩治君） 今、議員御指摘の短期証の交付数、それから滞納世帯数、間違いございません。

○14番（平野文活君） 市長は選挙の公約の中で、むだを省きながら国保税などの負担の軽減に努める、こういう公約を出されているというふうに聞きました。どういうことを考えておられるのか、お伺いしたいと思うのです。

私どもは値上げの際に、安定化支援金の長年にわたって市の負担金を入れてこなかった、だから累積赤字の分は、せめて一般会計から見たらどうかということをご提案してまいりました。その際に大分市の例を見ても佐伯の例を見ても、お隣の日出の例を見ても、値上げの際にはかなりの赤字部分を一般会計で埋めて、しかしこれだけの分は市民には値上げでお願いするという形で、値上げ幅を抑えて値上げの提案をしてきている。別府は、しかし累積赤字を丸ごと市民にかぶせた。ここはやっぱり間違いではないかというような立場で私どもは反対してきたのですが、その後、先ほど言いましたように安定化支援金などは入れることになった。もう一步進んで、今ある赤字の分、これはもうやっぱり過去からのものですから、ここは一たん清算をするというようなことも含めて、そうすればかなり一定の引き下げも可能ではないかと私は考えておるのですが、そういうことを含めてお考えになられているかどうか、お伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

去る12月議会でしたか、別府市民全体の安心・安全を守る、そしてそれをつくっていくことが私の責務であるというような御答弁をさせていただきました。社会保障制度の一つであるこの国保事業につきましては、市民生活にまさに密着している大変重要なものであるということは私は認識をいたしておりますし、現在の国保の状況についても、何とかこの国保加入者の負担軽減につながる方策はないものか、このことを真剣に考えてきて、また強く思っております。市長会等を通じて私も、これまで国の負担増を含めたしっかりした制度設計を強く要望してきたことも事実でございます。別府市としてこの厳しい財政状況の中ではありますが、一般会計からの財政安定化支援事業の繰出金を増額し、そして国保会計の改善を図っていききたい、このように私も今考えております。

先ほども御紹介がありましたように講演会のパンフ、昨日も申しました行政のむだをさらに省きながら、国保税等の負担、このことをしっかり軽くしていきたい、これが私の思いでございます。国保財政の直接・間接を問わずしてどのような支援が可能かを市民全体、市の全体予算の関係の中でしっかり説明ができるように、そういう納得をいただけるようにルール、それから時期も含め検討をさせていただきますように、また関係部課長にはしっかりそのことを指示をさせていただきました。そこには、一般財源の繰り入れということも含めて検討するということが、指示をさせていただいております。

また、国保は国の制度設計に大きく左右されるということを考えますと、平成25年度には新しい高齢者の医療制度の導入ということが、今国保の広域化も含めて大きな動きも予定されておることは、もう御案内のとおりでございます。その中でも御承知の社会保障と税の一体改革、このことを議論の中でも、国保の構造問題等が議論される予定になっているというふうに私も認識をいたしております。そのような国の動向もしっかり注視をしながら、平成24年度での累積赤字の解消も少し、いま少し検証しながら、将来を見通す中で市民の皆様の負担が少しでも軽減できるような、そういう支援体制を議会、さらには国保の運営協議会の意見をしっかりと聞きながら、できるだけ早く、かつ適切に判断をして構築していかなければならないと今考えております。

○14番（平野文活君） 先ほど短期保険証のお話をしましたが、短期保険証というのは期

限がありますので、すぐ期限が来るのですよね。納税相談に行かなければいかんのですけれども、そのためにはお金を持っていかなければいかん。行けなければ、その期限が切れたら資格証明書をもらう前に、もう保険証が事実上なくなるわけです。そういう形の状態で、6件か7件に1件が不安定な状態に置かれている、こういう現状。前の議会でも私は市民から寄せられたアンケートの声を紹介しましたが、こんなことだったら別府に転居しなければよかったと後悔しておる、早くあの世に行きたいというようなことまで書いてきている市民もおります。

今の市長の答弁で負担軽減のための方向で早く、できるだけ早く適切に判断するという御答弁がありました。これが負担軽減という、引き下げということが当然思い浮かびます。そういうことを含めて、ぜひ決断もしていただきたい。もちろん再選された後の話ということになるのでしょうかけれども、よろしく願いして、次に移りたいと思います。

住宅リフォーム助成制度の問題です。

これまでの答弁は、経済効果はあるのは認めるけれども、実施は困難という御答弁でありました。私どもは、先ほど猿渡議員も観光に触れながらいろんなお話をされておりましたが、地域内再投資論という理論といいますか、まちづくり、地域経済の考え方というのがあります。いわゆる県外の企業が幾ら来ても、それなりのもちろん経済効果はあるのですが、その利益が上がれば本社に持っていく。それも自由経済の中ですから可能なわけですが、やはり行政が一つ考えなければいかんのは、地域の企業を、産業をどう育成するか。そこにお金が回って、その地元の企業が上げた利益を再投資で地域に還元する、雇用をふやす、こういう考え方が今それぞれ地方で注目されています。いろんな大学の研究グループなど、あるいはまちづくりのグループなどと、あるいは行政の人も含めて研究会をつくったり、いろんな実態調査をしたり、いろんな提言を出したり、そういうのが結構今全国で注目されております。そういう地域内の循環、地域内での再投資で拡大再生産を図れるようなそういう地域経済、そこに行政が注目するというのが、今の時代は非常に大事ではないかと私は思っております。

そういう立場から、住宅リフォームの助成制度も提案をしてみたいと思っております。平成21年度末で83自治体しかないという答弁があったのですが、現在どれくらいの地方でこの制度が導入されているか、把握されておりますでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） 答えいたします。

全国商工新聞の調査によりますと、昨年10月末現在で全国で175の自治体が、この住宅リフォーム制度の導入を図っているようでございます。

○14番（平野文活君） 現時点では、180を超えました。この経済効果についての若干の事例を紹介したいと思います。

京都の与謝野町という町です。2年間に1億4,000万円の予算で、この制度をつくった。22億円の工事高があった。町内建築業者の7割に当たる147社が受注した、こういうものです。お隣の滋賀県近江八幡市では、今年度4,500万円の予算で150件ほどの申し込みを予定して。受け付け初日の8月16日に282件の申し込みがあって、1日でオーバーしてしまっただけで、したがって9月で約4,000万円の予算を追加した。長野県上田市では、昨年と今年度で1億円の予算を組んだ。1月20日受け付け開始後5日間で120件の申し込みがあった。1億円のうち1,000万をその5日間で使ったけれども、受注高は9,000万円というもの。愛知県蒲郡市では昨年10月から受け付けを開始、2,000万円の予算をすぐ使い切って、2月から5,000万円の予算を追加した。初日に100件の申し込みがあって、2月16日現在411件、3,400万円の予算で助成をした。その結果、5億9,600万円の工事高を記録した。予算額の17倍の経済効果となっています。新潟県柏崎市では、ことし1月7日から受け付け開始、

4,000万円の予算を10日で使い切って、3億2,000万円の工事高。そのため、新年度の予算では6,000万円の予算を組んだということ。

九州でも広がっておりまして、福岡県筑紫野市は昨年5月から1,000万円の予算で開始、2カ月でこの予算がなくなった。110件の申し込みで、1億8,600万円の工事高。宮崎市では、22年度、23年度で3億円の予算を組んだ。昨年の8月から10月の3カ月で22年度分1億円を使い切ってしまうと、9億3,000万円の工事高。したがって23年度分の2億円については、2月14日から前倒しで募集を開始した。長崎市では2億1,950万円の予算で38億7,000万円の波及効果を見込んでおる、こういうふうな事例があります。

ごく一部だけ紹介しましたが、県段階にも今広がりを見せておりまして、秋田県に続いて静岡県、青森県などで県段階での導入が広がっております。

この来年度の予算、新年度の予算で、議案質疑でも申し上げましたけれども、骨格予算とは言いながら労働維持費の1億円追加など、市独自の経済対策を予算化した、こういうことについては評価をさせていただきますというふうに言いました。しかし、これまでも言ってきましたように、公共事業というのは1億円お金を使えばその1億円分のお金が業者に回るといっただけの話なのです。この住宅リフォーム助成制度というのは、民間需要を喚起するということに特徴がありまして、予算額の——先ほど紹介しましたように——10倍から20倍近い経済効果があるということが、全国で実証されてきているという制度であります。ぜひ新年度、4月以降どうということになるかわかりませんが、この制度は今の時期だからこそ導入すべき制度ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、同制度につきましては、全国的に導入に向けて行っているようにございます。そして経済波及効果の大きさは、十分認識をしております。まだまだ調整すべき課題それから問題点等がございますが、今後関係部局と調整を重ねながら、今回は積極的に制度の導入に向けて検討していきたい、そのように考えております。

○14番（平野文活君） 制度の導入に向けて検討するという、積極的な答弁がございました。大変ありがたい、こういうふうに思います。

ちょっと言われました、調整すべき課題とか問題点とかがどういうものかということもあるのですが、いろんな先進地がたくさんありますので、どういう制度になっているかというのをよく研究していただきたい。そして余りあれこれの条件をつけないで、できるだけ多くの業者が使える、市民が利用できる、そういう制度にして発足をしていただきたいということを申し添えまして、次に移りたいと思います。

小倉の、グリーンハイツの問題であります。

まず道路河川課にお伺いをしたいわけですが、ここの地域は100数十軒の方々が住んでおられますけれども、長年にわたって行政サービスが受けられないというか、道路の舗装はしてもらえない、側溝の管理はしてもらえない、水道もない、市の水道は入れられない、街灯も自分たちで電気代を負担しながらつけなければいけない。もうさまざま。税金だけは払っても行政サービスは受けられないという状態に、ずっと置かれてきたようです。どうしてこういう状態になっているのか、ちょっとその原因を簡単に説明してください。

○道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

小倉町の旧グリーンハイツ地区は、昭和40年代に造成し、道路は建築基準法に基づく位置指定道路として整備したものです。地区内道路の大半は個人所有や旧造成業者などの名義となっており、また市外・県外の所有者がいたり、相続の手続きをしていない道路部分を分筆していないなどの諸問題が多く、地元の期成会が3年ほど前に結成したのですけ

れども、そういうふうな問題がありまして、市の方に私道に移管する、道路に移管するというので話し合いを進めているわけなのですが、今言ったような問題でなかなか作業がはかどっていないのが実情でございます。

- 14番（平野文活君） 道路部分の名義が個人所有になっておる。したがって市道に編入されていないということが原因だというお話でありました。そういう状況の中でどんなことが起こっているか、ちょっと一、二事例を紹介したいのです。

一つは火災の問題です。昨年2月20日に住宅火災があり、全焼したというふうに聞きました。そしてその際、近所の住民の皆さんから消火栓が、グリーンハイツの中にある消火栓というのは開発業者がつけた消火栓らしいですね。そこにすぐつないただけけれども、水の出が悪い。消防車が来て遠方というか、市の消火栓につないでやっと水がいっぱい出た。こういうようなことを言っておりましたが、この2月20日の住宅火災の全貌といたしますか、経過。どんなことだったのでしょうか。

- 消防本部次長兼予防課長（村田正則君） お答えいたします。

昨年2月の火災では、朝日出張所から2個隊が火災現場付近に先着し、タンク車が火災現場付近に直近部署して、火災確知から6分後には放水が始まっております。他の1個隊が付近の消火栓に水利部署して、直近のタンク車へ送水しております。タンク車から2線のホースを延長し、消火活動に当たりました。その後少しして到着した本署消防隊のタンク車が別の消火栓に水利部署し、延ばしたホースによる放水を行いまして、最終的には4本の筒先で消火活動を行いました。特に消火用水が不足したとの報告は上がっておりません。

- 14番（平野文活君） 近所の方は、早く早くという気持ちがありますので、水の出が悪いというようなことを感じたのかもしれませんが。今の報告では、特にそういう報告はなかったというお話でありました。しかしこの消火栓、開発業者が管理をしている消火栓の口径は幾らでしょう。そしてその近所にはたくさん消火栓があるのでしょうか。また市の消防とその消火栓というのは、使用契約というのを結んでいるのでしょうか。日常の管理というのは、どういうふうにしているのでしょうか。

- 消防本部次長兼予防課長（村田正則君） このグリーンハイツ内には私設消火栓と公設、別府市が設置した消火栓が入り乱れておりまして、偶然火災があったところには公設の消火栓はありませんでした、近くにはありませんでした。私設のグリーンハイツ側が設置した消火栓で、配管の口径は75ミリでございます。消防庁の告示による基準は満たしてはおります。

なお、維持管理につきましては、消防署が2カ月に1回水利調査に回って、使用上支障のないように維持に努めております。

- 14番（平野文活君） 使用の契約は結んでいますか。

- 消防本部次長兼予防課長（村田正則君） 特に、そのような記録は残っておりません。

- 14番（平野文活君） 口径が小さい。市の消火栓は100ミリから150ミリで、かなりの水量がある。75ミリというのは、消防法でいう消火栓の合格ぎりぎりというのですね。いわば昔のものであります。それから数も今言ったように非常に、つまり公設の消火栓というのは市道上しかできませんので、民有地につけるわけにもいきませんから、したがって市道になっていないわけですから、消火栓がつけられない、市の消火栓は、使用契約も結んでいない。しかし2カ月に1遍ぐらいの見回りはやっている、こういうお話でありました。

こういう火事あって、住民も非常に不安を持っている。とりあえず、そこに公設の消火栓をつけるわけにはいかない。現状のもとではつけられないと思うのですが、住民のそういう不安を少しでも解消するために、近くの市道に消火栓をふやすか、あるいは防火水

槽をつくるか、何らかの対応が要るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○消防本部長兼予防課長（村田正則君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、消火栓あるいは防火水槽の必要性が求められているわけですが、高速道路沿いに別府市道が通っております。ただしの間には水道管が600メートルないし700メートル布設されていない部分がございます、この部分に水道管が布設された場合は消火栓の設置は可能であるというふうに考えておりますが、多大な予算が必要となるので、防火水槽設置の可能性も含めて関係各課と協議いたしたいと思っております。

○14番（平野文活君） その点は早急な検討で、少しでも不安解消に努めていただきたいと思います。

もう1点の事例は、飲み水についてであります。水道局にも入っていただきたいと思いますのですが、住民の皆さんから飲み水の水が飲めん、いわゆる飲み水はほかから調達している、こういうような声が寄せられました。

そこで、私は何人かの住民の皆さんと協力してでございますが、このグリーンハイツに布設されている水道のタンク、その一番末端のところの家の協力を得て水質検査に出しました。県の薬剤師協会というところが、その水質検査を50項目にわたってしております。この結果を得て、朝見浄水場に持っていきまして、朝見の水の水質検査とそのグリーンハイツの水の水質を比較していただきました。その結果について、朝見浄水場の担当の方の、いわば専門の方の目から見て、どういう評価をされているかお聞かせ願いたいと思っております。

○水道局工務課参事兼朝見浄水場長（帆足 淳君） お答えいたします。

グリーンハイツの上水の、全項目水質検査結果を見させていただきました。その検査結果を見ますと、厚生労働省の定める水質基準50項目をすべてクリアいたしており、水道水として問題ないと考えております。

また、御質問のおいしい水につきましては、要件といたしまして、蒸発残留物、カルシウム・マグネシウム等の硬度、遊離炭酸、有機物等、臭気強度、残留塩素、水温の7項目ございますけれども、そのうち硬度と蒸発残留物につきましてはやや高く、おいしい水の要件を満たしていない結果となっております。

○14番（平野文活君） 私も、この検査で初めて勉強させていただきましたが、いわゆる硬水とか軟水とか言われますね、硬い水、柔らかい水。いわゆる軟水というのが、柔らかい水というのがおいしい一つの基準になっているそうです。それから蒸発した際に残る残留物がどの程度あるかというもので、これが多過ぎるとやっぱりおいしくない、こういう二つの基準で。ですから水質自身の、水道水としての基準には全部クリアしています、飲んでいいですよというのだけれども、おいしい水かという、朝見の水と比べればおいしい水という要件は満たしていない、こういう結果でありました。

そこで、水道法20条で、水道の水には検査が義務づけられているのですよね。市の水道は、どういうふうな検査をしているのでしょうか。

○水道局工務課参事兼朝見浄水場長（帆足 淳君） お答えいたします。

水道法第20条の規定によりまして、定期及び臨時の水質検査を行わなければならないと規定されておりますことから、別府市水道局が管理しておりますすべての原水及び上水について水質検査の実施をいたしております。具体的に申しますと、原水の検査項目といたしましては38項目ございますが、この項目につきまして、水道局が管理しております水源は18カ所でございますが、これをすべて年1回実施をいたしております。また上水の検査といたしましては50項目ございますが、水系ごとに13カ所の検査を3カ月に1度、年間にいたしますと4回の検査の実施をいたしております。

なお、50項目のうち毎月検査が義務づけられております9項目につきましては、毎月検査を実施いたしております。

また、上水の毎日検査といたしまして、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を配水池ごとに、市内28カ所において実施いたしております。

なお、これらの検査結果につきましては、5年間の保存期間があります。また、水道局のホームページにも記載いたしております。

- 14番（平野文活君） 原水は年1回、上水は年4回、そのうち9項目は毎月、さらに色、濁り、消毒効果などは毎日というものが義務づけられている。5年間その資料を保存して、市の水道局でいうならば、国の厚生労働省の立ち入り調査があった際にはちゃんと提出しなければいけない、こういうふうになっております。

グリーンハイツの水道というのは、いわゆる専用水道という範疇に入るといふふうに聞きましたが、これは大分県知事の認可が要るわけです。知事の認可を受けているかどうか、把握しておりますか。

- 水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

専用水道の確認申請につきましては、県の方の担当になり、県は確認申請の届け出がないので受理はしていないということでございます。

- 14番（平野文活君） 水道法32条で、知事の認可が要るのです。私自身が直接、県の本課に出向いて確認をいたしました。今答弁があったとおり、この専用水道としての申請は出ていない。したがって認可もしておりません。この認可をすれば、当然のことながら、今厚生労働省が市の水道に対して立ち入り調査が可能なように、この専用水道に対しては県の立ち入り調査が可能であります。したがって、これは水道法を準用するということになりまして、先ほど年1回とか年4回とか検査が義務づけられたのを言われましたが、それをそのまま専用水道もやらなければなりません。そして水道の施設管理技術者というのですか、そういう人もきちんと置くという定めになっております。当然、県の立ち入り調査があります。5年間の記録の保存が必要です。そういうふうなきちんと法にのっとった飲み水としての管理が、この水道はきちんとされているのかどうかさえわからないのです、だれも認可もしていないわけですから。ということは、私は住民の皆さんが不安に思うのは当然ではないかなというふうに思います。

私は、今すぐにでも、ここを管理している人に対して専用水道としての届け出をすべきではないかというような助言というか忠告というか、市としてもすべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

県の方の窓口は、東部保健所の方になっておりますので、その旨保健所の方にはお伝えしておりますけれども、県の回答といたしましては、あくまでも届け出の受理がされていないので指導ができないという回答をもらっております。

- 14番（平野文活君） ここに、水道法についての解説の文章を持ってまいりました。法32条で、専用水道の布設工事をしようとするものは、その工事に着手する前に県知事の確認を受けなければならないというものがあまして、そのものについていろんな解説がされております。この中の参考資料として、分譲住宅等の水道の取り扱いについてという文章が載っております。この文書は、昭和41年5月28日付で出された当時の厚生省環境衛生局水道課長通知というものであります。そこにはどういうことが書いてあるかという、いろんなことが書いてあるのですが、最後にこういうことを書いています。これらの水道は多分に――いわゆる分譲団地ができ始めたころですね、昭和40年代。この団地もそのころできているわけです。だからもう41年に出された通知だから、この団地ができる前にはもうこの通知は出されていたと思いますが、こういうふう書いています。こ

これらの水道は、多分に管理上問題を生ずるおそれがあるので、分譲住宅等の設置と水道計画の調整が図られるよう各般の配慮をするとともに、これらの水道の設置の前後にわたり地元市町村等の水道が布設・拡張される場合には、これに統合・編入させるよう、当該水道事業者及び転用水道の設置者等に対して強力に指導されたいことと書いてあります。

つまり住宅団地が造成される。そこで場合によっては、そこに市の水道が来ておらんという場合もある。そんなときには専用水道ということになるのだけれども、できるだけ市がそういうところに布設計画をつくった場合には、すぐ編入させなさいよ、こういうふうに書いてあるわけです。この開発当時、その近辺に水道が来てなかったかという、来ておったと思いますよ。だから当然あの団地が造成されたときには、これは当時は県の管轄でしょうか、市の水道に編入するという指導を強力にしなければ悪かったのです。だから、行政の怠慢もあると私は思います。もちろんその開発業者自身の問題でもあるのですけれども、そういう出発点があってややこしい問題がずっと続いておるわけです。それで、言いましたように火災に対する不安、消火栓が少ない、管理がされているかどうかもよくわからん、水道についてはさっき言っているとおりですので、これは命にかかわる、健康にかかわる問題ではないか。税金だけ何十年もずっと取っておって、当然道路部分の固定資産税も、その住んでいる人が払っておるのですよ。街灯を引いたら、街灯も負担しているのですよ。だから、こういう状態でいつまでも放置していいのか。

問題は、道路河川課長が言われたように非常にややこしい、非常に複雑な問題があります。けれども、もう40年、50年たつわけです、こういう状態が。そのややこしい糸を、住民の皆さんは早く分筆をして市に寄附をして市道にしてほしいと大半の人は思っております。ただ一部難しいところが残っているからなかなか進まないということで来ているのですけれども、その難しいところを解決する支援を、市としてやるべきだと私は思います。市内には各所こういったところがあるそうですが、あれだけまとまって、こういう問題を抱えている地域というのはあそこだけです。ですから、私は担当の職員を決めて住民の皆さんと十分、どこまで問題解決して、どこで行き詰まっているのか。この行き詰まったところをどうしたら解決できるのか、親身に、系統的に支援をしながら、路線を一本一本解決して、解決できた本ずつ市道に入れて市道にしていくというふうな、それをやったってどれくらい日にちがかかるかわかりませんが、せめてそれぐらいの支援はすべきではないかと思っておるのですが、市長、いかがですか。

○道路河川課長(糸永好弘君) 議員提案の件ですが、職員数の削減や組織機構の質素化など、行政全般にわたりスリム化を推進する中で、専属職員の配置は難しいと思われま。しかし、今後道路管理者として、期成会に対して継続的な話し合いやアドバイスなどをして、活動の手助けをしていきたいと思っております。

○14番(平野文活君) 今のような考え方、何か集会があれば出かけて行って、市はこういうことだと、分筆から何から全部住民の皆さんで整理をして、でき上がったら市に持ってきてください。そうしたらすぐ引き取ってしますよということは、今までもやってきておるのです。だから、行き詰まったところを突破する支援が要るのです。でなければ、もう永久にと言ったらいいか、このままになるのではないかと思います。

職員の数足らんというお話がありましたが、そこはそれぞれ政治的な判断です。40年も50年もこんな状態で税金だけ取るなんということは、世間に通用しない。やはり専属という話をしましたが、専属というほど仕事が毎日毎日あるかといったら、それはわかりませんよ。少なくとも担当、この人はそういう難しい問題を全部把握して一つ一つほぐしていく、その担当をやっぱりきちんと決めて系統的に支援をする。これはやっぱりどうしても必要だと思いますが、もう一回ぜひ考えてください。課長では言えないかもしれませんが、市長か……。どうぞ。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今回のこの問題に対する地区住民の皆さんの切実な悩み、これをしっかり私も感じ取ることができました。私の思いといたしましては、行政というのは常にやはり市民に平等なサービスをしなければならないというのが原則でございまして、そして市民が安全・安心して暮らせるまちづくり、これがモットーでございます。

それで、今お話をいただいたように大変いろんな問題が、長年未解決の問題があるようでございますので、何からできるか、このことをしっかり整理していただくということで、担当課が連携をして対応するようにしっかり指示をしたい、このように思っています。

○14番（平野文活君） 今の市長の答弁は、住民の皆さんも非常に期待をして聞いたというふうに思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

最後に、ゆめタウンの問題であります。

長野議員や池田議員が、若干この問題に触れました。私もちょっと市長に聞きたいことがあるのです。つまり、ゆめタウンのオープンに当たって、出入りの業者を決める上で仲介者がいた。そしてその仲介者というのは、市長の古くからの支援者の一人だったというふうなこと、これは確認ができたわけです。長野議員がちょっと現物を見せておったのですけれども、覚書とかいうのがあって、この仲介者に対して仲介料として300万円払うというような覚書とかいうのがあったというお話がありました。私はちょっとその話をずっと聞いておって、県のキャノンの造成をめぐるコンサルタント会社の社長が、いわゆる脱税容疑というのですか、裏金みたいな形で、所得がありながらそれを隠したために脱税容疑で逮捕された、こういう事件がありましたね。私は、もしこの300万円が事実で、それが裏金であるならばこれは脱税容疑、キャノンの事件とよく似ているのではないかなと思って聞きました。

そこで、市長に聞きたいのですが、市長の古くからの支援者の一人というのであれば、そんなことがあったのかということをお本人に聞き取るということではできないのではないかと、また必要ではないかと思いますが、ゆめタウンに対しては問い合わせした、そうしたらそんな事実はない、こういう答弁でしたね。ゆめタウンはそうかもしれませんが、その指摘をされている御本人に対しては問い合わせをしたということはないのでしょうか。また、その必要はないでしょうか。

○市長（浜田 博君） 今、本人に対して問い合わせをしたかと。しっかりしました。それは間違いなく、そういうことは一切ありませんということを聞いております。新聞記事の内容等については、一切私は承知をしておりません。ただいま、真実は一つでございますと先ほど言われたように、しかるべきところでしっかりと調査を、相談をさせていただきます。

○14番（平野文活君） もう一つ聞きたいのです。この渦中の人物が出入りの業者を決める、その出入り業者に決まった業者と覚書を交わしたというふうにいわれているのですが、今度はその出入り業者のことです。この出入りが決まった、選任された出入りの業者の方。その業者の窓口担当として、この渦中の人物と折衝してきた人です。もっと言うならば、覚書を自分が手元に置いて、こんなものがあるのですよというふうに告白してきた人です。その人物に私も直接会ったのですよ、会ったのです。その覚書もちろん見せていただきましたが、その覚書に至る下書きというのですか、第1次案、第2次案とかいうようなものを持っておるわけです。その第1次案なるものを見せてもらおうと、いろんな、ただ300万円というだけではなくて、もっといろんなことを書いておるのだけれども、もしこの申し合わせとか覚書が表に出るといふか、公表された場合には、この取り決めは無効にしますというような一文が最後にあるのです。私はそういうのを見て、非常に信憑性のある話ではないかと、そういうね。出入り業者とその渦中の人物と折衝に当たっ



てきた業者側の窓口の人がそう言うのですから、私は直接会いましたからね。だからそういう人にも、言うなら告発者にも事情聴取する必要があるのではないかと、私はこう思っておるのです。

これは民・民のことだから、別に市が関係したことではないではないかという意見もあるようです。だけれども私は、市が誘致をした、強力に誘致をしたゆめタウンを舞台に起こっていることですから、それに対する告発がされておるわけですから、その告発者についても市長が直接会って真偽を問うということがあっていいのではないかと。市長もそんな名前が使われたかどうか、もし使われておれば被害者の一人ですから、身の潔白を明らかにする上でも、その告発者に直接事情聴取を試みたらどうかと思うのですが、いかがでしょう。白黒つけて選挙をしたらどうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） あなたが会ったというその人が、どなたかも私はさっぱりわかりません。だから、その事実があるのであれば事件になるのではないかなという思いがしますよね。だから、私があえてどの人だったかということで、そういうことで事情聴取みたいなことはするべきではないと思います。私が知らないことなのです。だから、そのことは真実の一つですから、私はしかるべきところと相談させていただいている中で、いろんなことが明らかになるのではないですか。私は、そう思っています。

○14番（平野文活君） 今の民主党政権も、政治と金の問題で大揺れになっております。やっぱりこういう問題というのは、別に低次元の問題とかいうのでなく、政策論争、経済対策、市民の福祉や教育、そういったものの論争をやったらいいと思います。ただこういう問題もやっぱり軽視しないで、きちんと白黒つける必要があるのではないかと思いますので、誘致企業の中での舞台上で起こったことだからとりわけ、そして浜田市長の名前がそうやっていろんな形で報道されているからとりわけというふうに、私は思って提起をさせていただきました。

○25番（河野数則 君） それでは、通告の順序に従って質問をしてみたいと思います。まず浜田市政の4年を振り返ってということですが、質問する前に、この2年間、議会改革特別委員会の委員長として、今期で任期を終えることができました。多くの議員の皆さん方の御協力をいただいて議員の定数問題、そしてまた議員のいろんな活動についての問題、いろんな面で大変お世話になりました。ありがとうございました。心からお礼を申し上げたい。

そこで、行財政改革について、まずお尋ねをしたいと思います。

議会からもいろんな形の中で行革については提案をいたしました。それも十分とは言えないと思っておりますが、ある程度の成果があったということは認識を持っております。昨年3月に第3次別府市行政改革推進計画を策定しましたが、その取り組み状況について、それから議会が行いました行財政改革に関する決議の中で指摘をした事項について、現在どのような状況になっているか、まずお尋ねをいたします。

○政策推進課参事（行財政改革担当）（本田明彦君） お答えいたします。

まず、第3次の行革推進計画の取り組み状況についてでございますが、計画を推進するに当たりまして改革項目の主管課から計画期間中の全体計画と平成22年度の単年度の取り組み計画が提出をされております。この各主管課から提出されました取り組み計画に基づくヒアリングを随時実施しながら、政策推進課において各改革項目の進捗管理を行っているところでございます。

今後は、平成22年度の取り組み状況を総括いたしまして、各取り組みに対する内部評価を実施する予定でございます。また来年度からは、取り組みに対する評価の透明性と客観性を高めるため、担当課によりまして内部評価に加えまして、行財政改革市民委員会による外部評価を実施する予定でございます。

次に、行財政改革に関する決議の中で指摘された事項の取り組み状況について、御報告を申し上げます。

まず職員厚生会の関係についてでございますが、職員厚生会につきましては、公費負担の見直しを行い、平成22年度から1,000分の4でありました負担率を1,000分の3に引き下げるとともに、レクリエーション券等を廃止いたしまして、会員の健康増進、保健予防を柱とした事業を実施しているところでございます。現在、職員厚生会において事務事業の検証を行っておりますが、今後、諸課題等について検討を進めた上で福利厚生事業のあり方について、平成23年度中に計画書を策定する予定でございます。

続きまして競輪事業の関係でございますが、競輪事業の関係では、JKA交付金の還付金制度の延長、それから交付金納付率の引き下げについて、各競輪施行者を初め競輪関係団体と連携を図りながら、陳情活動を行っているところでございます。

また運営経費につきましては、開催運営の効率化によりまして節減に努めておりますが、運営経費のうち特に賃金につきましては、開催日数に差はございますが、平成22年度決算見込みでは前年対比で約2,400万円が削減される見込みでございます。

それから施設整備の関係では、老朽化が問題となっております第3投票所の解体が本年度終了いたしました。平成23年度当初予算では、正門早朝前売り販売所改築工事費と第1駐車場の路面改修工事費をお願いいたしております。

次にリサーチヒルの関係でございますが、平成23年度で土地開発公社から、別府リサーチヒルを引き取るための関連予算と土地取得にかかる事件議案を、今期定例会でお願いいたしております。土地開発公社につきましては、今期定例会におきましてリサーチヒル引き取りの関連議案が議決いただけましたならば、平成23年12月の清算終了に向け解散の手続きに入りたいと考えております。

続きまして、し尿処理場についてでございます。し尿処理場の関係につきましては、施設の更新等について、平成24年度までに学識経験者、住民代表者等で組織します検討委員会を設置し、施設の規模、処理方式、それから周辺対策等について検討し、平成30年度の供用開始を目途に、地域住民の生活環境に十分配慮した整備計画を策定したいと考えております。

最後に総合的な職員人事等についてでございますが、学校給食関係それからごみ収集業務の関係につきましては、現在現業職場のあり方について職員課、担当課、関係現場で鋭意協議を行っているところでありますが、その中で職員関連事項につきましては、一体的な取り組みを行う予定といたしております。

また水道局との人事交流につきましても、課題解決に向け現在協議を行っているところでございます。

それから定員適正化計画についてでございますが、各課から提出されました事務改善計画書により、現在ヒアリングを実施しているところでありますが、現業職場のあり方を含め将来を見越した事業等を加味し、さらに長期的な人件費をも勘案して、新たな定員適正化計画を平成23年度の早い時期に策定する予定でございます。

- 25番（河野数則 君） 今、本田参事からる説明がありました。議会においてもそういう提言をいたしておりますので、まあまあ私の感じでは幾らか進んでいるかな。しかしながら、市長、随分おくれていますが、他都市と比べて。しかし私が考えますに、この2年間行革の委員長をさせていただいた関係で、いろんな担当の職員の方、そしてまた市長初め部課長さん、副市長さん、いろんな話をお伺いしました。この行革については、非常に難しい問題があるなと思っています。一朝一夕にできる問題ではありません。それからまた、これをやることについては、やはり計画は結構ちゃんと立てるのでしょうけれども、なかなか進まない現状が一つあるのです。これは何かといいますと、やっぱり人かついて

くることです。人員配置の問題。職種変更できないということでもありますので、このいろんな行革の中で余った人員をどこに配置がえるのか、これが一番問題になるのかな。そこら辺もぜひ、きょう、加藤議員からもいろんな御意見があったと思いますが、人を切ることは簡単です。しかし、切られた人間はあしたからいろんな、生活できないという状況下になりますので、そこら辺もやっぱりいろんな高い見識の中から考える必要があるのかなというふうに思っています。

そこで次にお伺いしたいのは、行革の取り組みについてでありますけれども、民間活力の導入及び推進ということで民間委託、それから民間移管に取り組んできましたが、事務事業を整理し効率化を推進する中で、さらに民間活力の導入が必要となってくると思われますが、今後、民間委託等が想定できる事業事務があれば、お知らせください。

○政策推進課参事（行財政改革担当）（本田明彦君） お答えいたします。

第2次別府市行政改革推進計画では、民間活力の導入及び推進ということで、扇山老人ホームの民間移管、市立保育所8園の民間移管、ごみ収集業務の一部民間委託に取り組んでまいりました。また平成18年度には指定管理者制度を導入いたしました。制度の導入以降、公募・非公募合わせて42の施設で指定管理者制度による公の施設の管理運営に取り組んでおります。行財政改革を推進していく上では、より少ない職員でよりよい行政サービスが提供できるよう、簡素で効率的な組織体制を構築することが強く求められているところでございます。

今後は、行政の適任領域を見直す中で、それぞれの事務事業に最適なサービスの提供手法は、正規職員によるものがよいのか、非正規職員でも可能なものなのか、あるいは業務委託が可能なものなのか等を十分に精査・検討した上で、策定中の定員適正化計画等の整合性を十分に図りながら、民間活力の導入及び推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○25番（河野数則 君） 参事、今あなたから御答弁いただきましたけれども、本来これは行革を行う前に当然こういうことは考えるべきなのです。行革を行いながら、これは手おくれなのですよ。さっき言いましたように、それでいろんな形の中で行革がおくれているという指摘をいたしておきます。しかし、今議会が最後でありますので、先ほど申しましたように、私も行革の委員長をしたので非常に難しい面はわかっています。

そこで、今長い御答弁をいただきました。私が質問するよりも随分、3倍ぐらいの答弁をいただきましたので、そのことを私は信じて、この行革は今後も進んでいきますように心からお願いを申し上げて、この質問は終わります。

すみません、もう1点だけ。水道局長、あなたにもお伺いする面があります。

以前、この議会の中でいろんな議員の方々が、水道局の改革について御意見を申しあげましたけれども、なかなか遅々として行われなかった。今回やっとあなたが水道局長になられて議会の声も聞けるようになったのかなと、私はそういうふうに感じています。

そこで、議会からの提言もありましたと思いますが、今、水道局の中で水道局独自で改革についてあればお知らせを願いたい。

○企業管理者水道局長（亀山 勇君） お答えをいたします。

昨年の行財政改革に関する決議の中での水道事業についてということの、水道局としての取り組み状況について御説明をさせていただきます。

水道事業につきましては、一昨年に策定をいたしました別府市地域水道ビジョン、これを基本計画とする中で、具体的に実施していくための平成25年度までの中期経営計画の各取り組み、各項目についてもほぼ策定を済ませているところでございます。

この実施計画の具体的な内容でございますけれども、議会において議決をされました水道事業についての4項目の指摘事項を、いわゆる重点項目とする中で、事業の効率化や将

来にわたっての安心・安全な水を安定的に供給するための、平成25年度までの財政見直しを含めた計画であるというふうに考えてございます。

このうちこの4項目の議決の中の指摘事項のうち、大分川利水の隧道の保全・改修等の実施に当たり、その財源を準備金として積み立てることにつきましては、これは会計処理上引当金としてすでに予算を計上いたしてございます。

2点目の水道局職員の職務に合わせた現実的な職種に改めることにつきましては、昨年より職種の実態を踏まえた職種についての素案を策定いたしましたので、今後は内部合議を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また3点目の、職員の新規採用の抑制につきましては、これは水道局内部の電気・機械など専門的な技術職の退職状況を見る中で、水道事業に支障のないよう、また指摘事項も十分に踏まえる中で、新規採用の抑制を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、あわせて市長部局との人事交流につきましても、市当局と課題の解決に向けて継続的に協議を行っているところでございます。

最後に4点目の、水道料金の値下げを視野に入れた財政運営につきましては、水道料金収入が減少傾向と、あらゆる今後の財政運営の現状を見きわめ、引き続き経営の健全化を進める中で料金の適正な水準を維持し、今後とも健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、中期経営計画の財政収支の見直しにおきましては、平成25年度までの水道料金の改定見込みにつきましては、現行の料金体系を維持したいというふうに考えております。

また水道事業の全般でございますけれども、これにつきましては幅広く情報を公開し、外部からの意見をいただき、市民の目線に立った質の高いサービスと経営の健全化を図ることを目的に、昨年6月より11人の外部委員さんから成ります別府市水道事業経営懇話会を設置いたしております。この中では、今後各委員さんより御意見それから御提言などをいただきながら、今後の水道事業に反映をさせてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 25番（河野数則 君） ぜひ局長、あなたが言われましたことについて、今後ますます頑張ってください。先ほども申し上げましたけれども、この行革の中で水道局が一番おこなっていると思っていますよ、わかっていますか。うん、わかっているならいいのです。そこで、ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

続きまして、通告の別府市の観光行政について。

ただ市長、私が思いますに、当時ちょうど私がこの議場におりませんでした。そのときに「ONSENツーリズム」という用語が市長の方から持ち込まれて、別府の各課に伝わっておりますけれども、どうも市内をずっと回っておりまして、若い方はある程度理解されていると思いますが、お年寄りの方はなかなか理解しにくいのです。それから私の隣の26番泉議員からも以前指摘がありましたように、以前は「観光経済部」だったのが「ONSENツーリズム部」と、こう名前を変えられた。私も、そこら辺を変える必要があったのかなと今思っています。ただ市長の思いが当然そのような形の中で変えられた中で、もうちょっとやっぱり市民にわかりやすく説明する必要があるのかな。ただ申しますのは、私もいろいろ調べさせていただきましたけれども、この「ツーリズム」という用語、いろんなものに使われるのです。今調べましたら、28種類ぐらいにやっぱり「ツーリズム」。冠は違いますが、頭は違いますが、いろんなことに使われているのです。今、別府の市長が提唱されているツーリズムは、これは恐らく観光と私は結びつけているツーリズムかな、こういうふうに思っています。そこら辺も市民の認識が、どうやら低いのです。

ですから、後でまた言いますけれども、例えば「ONSENツーリズム部競輪事業課」。この結びつきも市長、一般的に考えてなかなかやっぱり考えにくいですね。何かなど、こうなるのです。現実、この用語がずっと使われていますけれども、では旧観光課の内部の体制、それから観光経済部時代の体制と今のツーリズム部の体制が、何か変わったところがあるのかな。職員の方にずっと聞きました。ほとんど一緒、変わりがないのです。変わってないのです。ただ名称が変わっただけ。

それからもう一つ。私は別府市の「観光課」でいいと思いますよ。「観光まちづくり課」ですか、非常に長いのです。頭が「ONSENツーリズム部観光まちづくり課」、これは一般市民は言いにくいです。もう舌をかむ。(笑声) いや、本当ですよ、市長。聞かれてここですよと教えるのに、どっちが先かこっかわからん、聞くのが。言う方も説明しにくい。どうもこれが定着しにくいので、大変申しわけないのですが、やっぱりこういう定着しにくいものについては、市長、やっぱり私は考え直す必要があると思います。例えば言うように、今「ONSENツーリズム部観光まちづくり課」でしょう。ではONSENとツーリズムを使ってまちづくりをどんな形にするのかな。そういえば、例えば「まちづくり課」という名称をつけるならば、では「都市政策課」とどういう関係で、どういうものが整合性があるのかなと問うようになるのですね。ですから、私が例えば都市政策課に聞くと、温泉のことは全くわからないのです。ただ別府市の都市づくりをやっているだけ。全く合わない、各課で持ち分が違いますから。そこら辺もやっぱり、いろんな形の中で統合する必要があるのかなというふうに考えています。

そこで、普通なら「観光課長」と言いたいのですがけれども、観光まちづくり課長、別府市の観光行政においてONSENツーリズムの推進を掲げておりますけれども、まず先ほど私はツーリズム、観光とまちづくりから言いましたけれども、観光まちづくり課が抱えるツーリズムとは何かを、まずお尋ねします。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

いわゆる名所旧跡あるいは自然の風景、こういったものを見物することの楽しみを目的といたしました旅行よりもテーマ性が強く、体験・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行でございまして、地域の特性を生かすことによって地域活性化につながるものというふうに我々は考えています。

○25番(河野数則 君) 市長、先ほども私が答弁したことも言いました。以前と全く変わってないのです。別府市の観光のあり方が、今観光まちづくり課長が言ったそのものなのです。そのもので、別府市の観光がずっと行われてきたわけです。ですから何回も言うように、何かやっぱりこれをつくるなら特色のあるものにせんと、ちょっとおかしいなというふうな感じがします。

そこで課長、では今のツーリズムはわかりました。では「ONSENツーリズム」を説明してください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

「ONSENツーリズム」ということですが、平成15年10月に別府観光再生につきまして、別府観光戦略会議に諮問いたしまして、平成16年9月に同会議から答申を受けた中で提言された、新しい観光の考え方でございます。

具体的に申し上げますと、別府固有の温泉文化の演出、温泉療養や予防医学による健康づくり、まち歩きを交流する楽しみなど、広い分野での観光産業の振興を官民協働で進めることで、住民にとって住みやすく、歴史と文化を誇れるまち、また観光客にとりましては、何度も訪れ滞在したくなるまちをつくらうとするものでございます。

また、ローマ字表現の「ONSEN」ということですが、これは別府が世界に誇れる資源である温泉をツーリズム振興への基本戦略の柱といたしまして、別府特有の湯治

文化や歴史的背景を盛り込んだ言葉で表現することによりまして、これを国際的に通用する言葉でアピールを行うためということでございます。

- 25番（河野数則 君） 大方わかりました。これ以上論議しても、何か水かけ論みたいな形になるので、もうやめます。

そこで課長、もう1点だけ。ツーリズムについてはいろいろ言いましたけれども、今後の観光のまちづくり、今あなたがおっしゃった、いろいろ言いましたけれども、今後について、この「ONSENツーリズム」をどうして、どういうまちづくりをするのか、まずこれを最後に教えてください。

- 観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

直面している課題といたしまして、国内の旅行者につきましては、日帰り観光客の割合が多い状況でございます。本市での滞在時間あるいは宿泊客数の増加をさらに促進していく必要も感じておりますので、スポーツ観光、コンベンション誘致、さらにはクルーズ船の誘致などを軸といたしまして、外国人観光客を含めた多様なニーズに対応できるような取り組みに加えまして、さまざまな形で磨き上げられてきました、地域資源の活用による魅力づくりを進めていきたいと考えております。

- 25番（河野数則 君） はい、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして質問事項の順序どおりです。

以前、私はこの議会で何度か市民皆スポーツ、そしてまたひとりスポーツというものを言っていました。そこで、「市民皆スポーツ」という言葉がさまざまな場所で交わされることになったのは、別府市総合計画の計画には、日常スポーツ活動の推進で、資源を生かした特色あるスポーツ活動の展開や各スポーツクラブの育成等を通じて、市民総スポーツを推進すると明記されております。来年度から新しい総合計画が打ち出されると思いますが、今後、別府市のスポーツ振興はどのような方向に進んでいこうとしているのか。まず別府市の社会体育団体と呼ばれる組織はどのような組織があるのか、お答えをください。

- スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

別府市の社会体育団体でございますが、別府市体育協会、別府市地区体育協会連合会、別府市体育指導委員協議会、別府市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとなっております。

- 25番（河野数則 君） 課長に、お答えいただきました。ただこの中で名称だけで何団体か別府市の体育協会にまあまあ、余り協力的でないという団体もあるように思われます。そういうような中で別府市のスポーツを振興してきたわけでありましてけれども、現在私も地区体育協会の会長をいたしておりますけれども、市民皆スポーツを進めていくために、今後の地区体育協会はどうあるべきか、常々私なりに疑問を持っておりますが、教育委員会におかれて、今後地区体育協会はどのような取り組みが行われていけばいいのか、まずお伺いしたいと思います。

- スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

地区体育協会の取り組みでございますが、地区によって若干の差異はございますが、町内対抗のミニバレーボール大会、グラウンドゴルフ大会、ソフトボール大会、バトミントン大会等の各種スポーツ大会、それとあわせて地区運動会等、それぞれの地区におきまして、実態に応じた形で実施されているというふうに認識しております。多い地区では、年間に9回のさまざまな大会を実施しているところもございます。

- 25番（河野数則 君） 課長、ミニバレーボールやグラウンドゴルフ等々の地区での大会に参加をしておられる人は、日ごろから運動をしている方々が多いわけです。そうでしょう、専門的な競技になりますので。そこで、今私がお尋ねしたいのは、地区でだれでも簡

単にできる市民皆スポーツというわけですから、簡単に参加できるようなものは、どのような指導方法がありますかとお尋ねしているのです。

○スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、地区で開催しているものは地区運動会や各種スポーツ大会等、皆さんが参加し、また競技人口がふえるような取り組みということで進めておりますが、特にだれでも参加できるといったスポーツにつきましては、実は以前議員さんから御指摘された経緯がございますが、ラジオ体操の取り組みなどはどうかということをお提案いただきまして、このラジオ体操につきましては、子どもから高齢者までだれもが、いつでも、どこでも取り組むことができる運動であるだけでなく、地域の人が一堂に会し運動を行うきっかけとする意味でも、極めて有効かつ実効性の高い取り組みであるというふうに認識いたしました。

この御提案を受けまして、実は過日、これは昨年であります、10月11日、体育の日を起点といたしまして、モデルケースとして鉄輪東地区で浜田市長にも御参加いただいた中で、体力測定及びストレッチ体操と合わせて、ラジオ体操を実施いたしました。こういった取り組み、参加者の皆さんには大変喜んでいただいた経緯がございます。

こうしたラジオ体操の取り組みを、市民皆スポーツの推進や地域スポーツの活性化の一つの手だてとして、全市的な取り組みをも見据えながら、来年度はさらにラジオ体操等に取り組む地区をふやしていければというふうに考えております。

○25番（河野数則 君） 市長、私がこう申し上げるのは、中央に一堂に会して行う別府市の体育祭が中止になりましたね。それで地区でどういうふうな形で皆さんがこういう健康増進のための運動に参加できるのかというものを、私は本来ならもうちょっと早く、こんなものは1年でできると思うのです。2年も持ち越し、今からいろんなものを整理して考えるのではなくて、よその先進地のいろんな事例もありますので、今は申し上げません。

ただ一番このことで、課長、問題になっていることが一つあります。それはどこの地域も一緒と思いますが、地区体協と文科省が推進をしています平成12年から、スポーツ振興基本計画にも明記をされております総合型地域スポーツクラブというものを、市長も提唱されて、今、西校区それから亀川、朝見、南立石ですか、この四つが今、クラブができています。これで地区体協の中と、どこが区分けしていいのか、どこまでが総合型地域スポーツクラブなのか地区体協なのか。それと役員がやっぱり一つの地域でありますと、重複してくるのです。やることが違う、進め方が違う。しかし、することは結果は一緒なのです、運動に取り組むことですから。そこら辺もやはりスポーツ健康課の方で、もうちょっと指導要綱をちゃんと整備してつくる必要があるのかな。

そうでないと、例ですけれども、地域地域でやっぱりこういう市民の方々が参加するスポーツが変わってくると思うのです。亀川の事例を言いますと、今私どもが取り組んでいる総合型地域スポーツクラブの中の一つですけれども、太陽の家の皆さん方と今一緒にやっています。毎月1回健康ウォーク。簡単な、今スポーツ健康課の指導員の方が来ていただきますけれども、その後太陽の家の身障者の方々と一緒に、健常者が一緒にやるスポーツを二、三取り入れてやっています。これが市長、大変好評なのです。スポーツ健康課に聞いていただくとわかりますけれどもね。ですから、その地域地域に合うような、だれでも参加できるようなスポーツそのものを、私はやっぱりスポーツ健康課がちゃんとした型の中で指導していくべきかな。何でもこれをやりなさい、これやりなさいでは、なかなか難しい。

それと、今何回も私もここの議場で申し上げましたけれども、地区だけではなくて、この別府市の中でも地区体協と今言う総合型地域スポーツクラブ、このあり方がまた問われると思います。なぜならば、10月の体育祭にかわる行事が、市長、4種目あるのです。

もう言いません、4種目。ゲートボールとか。これは専門的にやる人だけであって、なかなか一般の人は参加できないのです。これは私は別府市の中央でやる市民皆スポーツではないと思っています。

そこで、課長、もう長くは言いません。私の提言として申し上げたい。ぜひ控えておいてください。総合型地域スポーツクラブがあれば、私は基本的に地区体育協会は必要がない、こういうふうを考えています。それから市民交流スポーツ大会、先ほど、市長、申し上げました。これは4種類のもの。このものも私は必要ないと考えています。それから地区体育協会の組織のあり方、これもやっぱり根本的に考え直す必要があるのかな。それからもう1点、ゆったりストレッチ教室等も地区で取り組んでいく必要があると思いますが、これはスポーツ健康課長さん、あなた方が年次計画の中で、地区で、市長、やっているのですよ。スポーツ健康課が、例えば北部地区館、西部地区館、南部地区館で総合型地域スポーツクラブでこういうストレッチ、これをやりなさいよというものを直接スポーツ健康課がやっているのです。これは地区におろすものを直接行政がやっていますので、重複するのです。ですから、いつの時期かそのものもやっぱりちゃんと整理をして、地区に任せるものがあればちゃんと任せる必要があるというふうに考えますが、課長、最後に答弁してください。

○スポーツ健康課長（赤峰幹夫君） お答えいたします。

地区でスポーツを振興していく組織が重複するのではないかとということで、この点につきましては、議員さん御指摘のとおりだと考えております。現在、地区体育協会は旧小学校区の16地区に組織されております。また総合型地域スポーツクラブは市内に4クラブが設立または設立の準備をしており、基本的に今後、中学校区に一つのクラブづくりを推進していく予定にしております。全国的にも地区体育協会と似たように自治会単位で組織を持つ地区では、この総合型地域スポーツクラブと共存をしている地区もあれば、逆に対立しているといった地区もあると伺っております。

今後別府市といたしまして、ただいま議員さんから御指摘いただいた点につきまして、特に総合型地域スポーツクラブと地区体協の整合性をどのようにすればよいかといった点につきまして、スポーツ振興審議会等で十分な協議をしてまいりたいというふう考えております。

○25番（河野数則、君） この問題の最後に、寺岡教育長さん、私から申し上げますと、あなたは21年の12月議会で、この議会で全会一致で教育委員に任命された。議会も承認を与えたと私は理解いたしております。あなたは大変すばらしい方だと、私は思っております。今後も別府市の教育委員会の長として、一生懸命頑張っていたいただきたいというふうに思っています。

そこで、今私は課長さんから御答弁をいただきました。るる述べましたけれども、あなたは教育長として何か感想があれば一言御答弁願えませんか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さんより本当に叱咤激励の言葉をいただき、本当に感謝を申し上げます。

このスポーツ振興につきましても、今別府市におきましても少子・高齢化、情報化、あるいは国際化等で非常に住民一人一人の結びつきが何か薄くなったような気がしております。ぜひ市民の一人一人がスポーツを通してその心をつなぎ、別府市が本当にいいまちであるように、住んでいいまちであるように、また地域が活性化するように、また将来を担う子どもたちにとりまして、別府市でしっかりと学力あるいは体力、あるいは徳育をしっかり進めてまいりたいというふう考えているところでございます。

○25番（河野数則、君） ありがとうございます。

続きまして、亀川のまちづくりについて。



市長、先般2月4日に、亀川の東西の自由通路が完成をいたしました。地区の住民の方も大変喜んでますし、利用される方も大変喜んでます。本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

私も昭和58年に議員にさせていただいて議場で、旧議場でありましたけれども、初めて亀川のまちづくりについて質問をさせていただいたのが昭和60年であります。25年かかりました。25年の夢がやっとかなったのかなというふうに、感謝をいたしております。これは、私一人のせいではありません。

そういう中で多くの議員さん、ここに内田議員さんが今おられますけれども、いろんな御相談を申し上げて、三ヶ尻さん、どこかおられませんかな、(笑声) いまいませんけれども。(笑声) お礼を申し上げたいなというふうに思っています。

そこで市長、完成してから私は歩いてみました。亀川の東口の表駅、東口の駅からエレベーターに乗って自由通路を歩いて約2分です。2分で裏駅に、西側に出られます。歩いても余り変わりはありません、階段歩いてもエレベーターに乗っても。エレベーターはちょっと待ち時間がありますから、約2分です。普通の歩調で歩いて2分ですから、ちょっと身体にいろんな影響がある方にしても、やっぱり3分、4分程度で歩けるのかな。それから西口におりて道路へ出ます。道路へ出て、亀川寄りにずっと歩くのです。そして踏切を越して——これは電車が来ない場合ですよ——踏切を越して東口の駅に行くまで10分から12分かかります。ですから10分間、単純に踏切で電車が来ない場合を想定して10分間かかるものを2分で東西が、雨にぬれなくて歩けるという状況になってきたわけです。本当にありがたいと思っています。

三ヶ尻議員が見えましたので、(笑声) 大変失礼をいたしました。

電車が来れば、こっちの新川の踏切それから古市の踏切、これはやっぱり3分、5分待たなければいけません。この待ち時間がなくなっただけで、大変ありがたいなというふうに思っています。

それから、今年度からまた、東口の駅前広場が整備をされるということになっています。そこで、まだ中で計画変更になった部分も随分、随分ではありません、少しあるのかなと思いますので、今後、東口駅前広場の整備について、最終的にどんなものができて、いつ着工して、完成はいつなのか。まず道路河川課長からお願いいたします。

○道路河川課長(糸永好弘君) お答えいたします。

来年度平成23年度の東口駅前広場の整備として、広場の北側はバスストップエリア、南側はタクシーや一般車両と駐輪場エリアとなっています。そして附属施設として、自由通路の階段からバス・タクシーの乗降口までをシェルターで結び、エレベーター横にトイレを設置いたします。

次にスケジュールですが、一応8月ごろには工事の発注を行い、24年3月に完成を予定しております。

○25番(河野数則 君) 市長、そこで一つお願いがあるのです。それは何かといいますと、これもちょうど私が留守中の議会でありました。亀川の浜田温泉の建てかえの中で、使われない古い部材がいっぱいあったのです。それを保存して亀川の駅舎をつくる時に、部分的にその浜田温泉のいわゆる木造の唐破風の上に千鳥破風を乗せた、すばらしい屋根があったのです。この部分を当初、井上市長時代に私との約束で、亀川駅舎に利用したらどうかという案があったのです。それが大変ありがたいことで、奇特な方から御寄附をいただいて、あの浜田温泉の資料館が浜田温泉の前にできました。そこに全部使ってしまった、全部。何もなくなったのです。

それで、私は道路河川課長に以前からそういう話をしていましたけれども、今、大変便利になったのですけれども、ただどこにでもあるような駅舎になっているのです。別府八

湯の亀川温泉のこれは玄関口なのです、本当に歴史のある亀川温泉の。そこで何か、今お尋ねした亀川駅の東側の広場の中に、何か亀川温泉にかかわりができるようなものがないかなという、今、道路河川課それから都市政策課の方に、亀川温泉のシンボリックなモニュメントが何かできないかなというふうな思いで提案をしていますので、ぜひ部内・課内で検討をいただいて、まだこれから東口の広場を整備するわけですから、まだ間に合います。ぜひ何か考えて、いいものをつくっていただきたいな。余りお金をかけなくて結構です。これが亀川温泉なのですよというふうなものに、何か考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○道路河川課長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員さんから御相談を受けています亀川温泉にふさわしいものがどのようなものなのか、後日、議員さんと具体的な話を聞いて検討いたしたいと思います。（笑声）（発言する者あり）

○25番（河野数則 君） 市長、大変ありがたい。私がしたらそれは何千万もかかるかわからるので、（笑声）それはなかなか難しいと思いますので、私もいろいろな御意見を差し上げますが、ぜひ担当課の方でいろんな意見交換の中で、いいものをつくっていただきたい。

いろいろ言いたいのですが、もう時間がありません、12分間ね。そこで、もう答弁は結構です。次の質問ね。

競輪事業について。これも長くは言いません。まず前の3人の方にお伺いしますが、JKA、これは何か御存じですか。

（答弁する者なし）

○25番（河野数則 君） 今回の議員の意見書にも、JKAに対する交付金の問題で意見書が出るようになっていないですか。このJKAというのは、Jはジャパンの日本のJです。Kは競輪のK、Aはオートレース。そのJKA、頭文字をとってJKAというのですね。これは昔の通産省、今の経済産業省の管轄です。

この中で課長、1点だけ。別府競輪は大変な赤字。そうですね。幾ら売っても1開催で何億という赤字が、市長、知っていますか。1開催に何億円も赤字が出るのです。数字がここにありますけれども、課長が答弁するはずですが、このJKAに交付金、JKAに対する交付金の状況、これが別府競輪の赤字解消に随分役に立つのではないかと思います。今、別府競輪がJKAに対する交付金と還付金があるはずですが、これ、3年度で結構ですので、数字を教えてください。

○競輪事業課長（高橋修司君） お答えいたします。

平成20年度につきましては、開催収支、本場のみの開催収支ですが、赤字の2億8,980万円です。これに伴いますJKA交付金は3億5,178万4,000円です。これに基づきましてJKA還付金は2億2,235万2,000円となっております。

続きまして平成21年度につきましては、本場の開催収支は赤字の2億7,301万9,000円、JKA交付金につきましては3億6,506万5,000円、還付金につきましては、1億605万7,000円となっております。

本年度の平成22年度の見込みにつきましては、本場の開催収支につきましては、赤字額が1億9,453万6,000円の見込みでございます。交付金につきましては3億448万7,000円、還付金につきましては1億1,022万7,000円の見込みとなっております。

○25番（河野数則 君） もう時間がありませんから、多くは言いません。市長、このJKAに、早く言えば上納金ですよ。これが20年度が2億8,900万、約3億です。それから21年度が2億7,000万、22年度が1億9,000万。これはどんどん売り上げが減りますから、売り上げの何%あげるわけですから、それでも還付金を入れたって毎

年1億5,000万近く赤字が出る。

何で課長が本場開催かという、これは本場開催以外は上納金はないのです。場外はただ開催をしているだけで、開催地から全部返ってきますので、これは赤字とかいろんな収支に関係ありませんから。競輪は今、すればするほど赤字です。

それから課長、今女子競輪が、36選手が今度女子競輪に合格をして、女子競輪が発足しますけれども、これは私は受けない方がいいと思いますよ。なぜならば、本場開催が赤字の中で、市長、いいですか、もし別府に配分があったとします。これ、宿舍も建てかえなければいけません。男子と一緒にできませんからね。宿舍の問題、それから競輪のレースのあり方。36名が全部来ません。例えば36名から10人、例えば恐らく女子競輪の人が7名ぐらいかなと思いますけれども、例えば欠場とか、けがをした選手を入れて十七、八名が来るかわからない。そうすると宿舍をどこかに用意する必要があります。そんなことをするとなかなか、女子競輪は一時あったのですけれども、これは不要で廃止になったものが、今どうして女子競輪が復活になったのかなということになりますので、ぜひ市長にやっていただきたいことは、競輪所在地市長会の中でぜひJKAに対して、この問題に対してだけ大いに声を発揮していただいて、別府市の競輪の赤字解消に努めてもらいたいというふうに思います。

それでは、最後にします。市長、今議会でも市長の立候補について、いろんな御意見が出てきました。ただ私が申し上げたいのは、やはり議員に立候補される方は、いろんな御意見があってもいいのかな。別府市の首長、一国一城のあるじになる選挙に立候補される方、やはり私はそれなりの政策論があってもいいのかな。

私も自民党議員団の中のある議員さんと、ちょっと相談しましたが、ぜひ3名の立候補者の方とやっぱり別府市の現状、それから別府市の今後、みんな夢、希望、いろいろなものがあると思うのです。やっぱり出馬に当たってぜひ、中央公民館なりビーコンなり、どこでも結構ですから、この3名の方がいろんな討論会をやって、別府市の多くの市民の方に、自分はこういう形でこういうことをして別府の首長になりたい。人の足の引っ張り合いではなくて、そういうものをすべきかなと思っています。

そこで、私どもの自民党議員団12人が、市長と5項目にわたって政策協定を結びました。これは市長の意見は一切入っていません、市長さんの意見ね。私どもの意見を一方的に書いた。そして市長に提示をした。それを市長さんに見ていただいて、では一緒にやりましょうという結果になったのです。これは別府市の10年、50年、100年の大計ではありません。今現実に別府市が直面しているという事項、このものを市長あなたは、一生懸命力を発揮して次期もやれますかということだったのです。それで浜田さんは、そのものを見ていただいて、これなら飲める、自民党さんの意見は私の力で十分反映できますということで、私どもの会派長の清成会派長とちゃんと市長が署名をして、私どもとそれができ上がったのです。これは、もう最後、時間がありませんが、間違いなくそのことは、もし浜田市長が次期また市長になられれば、ぜひ実行していただけますか。その市長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

○市長（浜田 博君） はい、政策協定、しっかりと読ませていただいて、私も最大限その方向に向かって努力するとお約束をさせていただきました。頑張ります。

○議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（野口哲男君） 再開いたします。

○13番（黒木愛一郎君） 最後の質問になりますけれども、質問の前に、皆さんに感謝とお礼をちょっと述べたいと思います。

昨年の1月13日、光町・末広町大火災に対しまして、市民の皆さん、またいろんな方々から大変なる御支援をいただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまでもちまして、先月の2月26日、地域の中心此花温泉、光町公民館が落成式を迎えることができ、完成しました。これも市長初め市関係者、また市民の皆様、また市外・県外全国の皆様方のおかげだと、この場をお借りしまして、感謝とお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

また、これからも地域が一丸となって頑張っていきたいと思っております。

また、此花温泉もきれいになりましたので、来ることがあったらどんどん入りに来てください。

それでは、通告どおり質問に入らせていただきます。

まず、自治委員の政治・選挙活動についてということから入らせていただきます。

2月16日の合同新聞に、「別府市長の後援会長市役所で政治活動」ということが出ました。このことに関して、その日は22年度第4回支部長会、開催日は23年2月14日午後1時30分から。場所は1階レセプションホールということになりますけれども、まずは市長の後援会長が市役所で政治活動をしたということに対しての、経緯の説明をお願いしたいと思います。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

2月14日に開催されました、別府市自治委員会第4回支部長会議の開会前のことについて御説明をいたします。

別府市自治委員会規約によりまして、この支部長会議は市内17地区の自治委員の支部長がその構成員となっており、理事会に提出する議題について事前に諮るための会議でございます。理事会は17地区から計51名が構成員となり、市からの依頼事項を協議し、必要な協力を行うこととされており、年4回程度開催することとなっております。

したがいまして、この支部長会議は理事会の前に定期的で開催されるものでございます。これらの会議は自治委員会会長が招集し、議長を務めることになっており、会議室は、市からの依頼事項に対して協力をお願いするため、自治振興課が使用の申し込みをし、会議に使うこととしております。

当日の経緯についてでございますが、その都度時刻を確認できておりませんので、推測の時刻であることを御了承願います。会議の開会は午後1時30分、会議場は市役所レセプションホールとして、支部長に案内をしておりました。当日は午後1時20分ごろ、自治委員会会長が自治振興課の職員に会場の入り口で突然、「きょうは、後援会長から会議が始まる前に少し時間をいただきたいとの話があったのでよろしく」という指示がございました。その後、職員から私にその報告がありました。余り突然の申し出であったために、私から自治委員会会長に、「開会前に何か話があるのですか」と尋ねたところ、「自分も話の中身はよくわからないが、後援会長から開会前に少し時間をいただきたいと言われている」との話でした。事前に相談をされていないことであり、開会直前でもあり、会の進行上とめられる状態ではございませんでした。会議の主題とは別のことでありましたので、会長に、「職員は一たん退出させていただきます」と述べました。その後、自治委員会会長が依頼事項の説明に来ていた職員等の出席者に対しまして、「後援会長からあいさつがあります。退席される方は退席されてもいいですよ」という話がありました。1時30分、開会の時刻に1人見えていない支部長がいましたが、定刻となりましたので、私から、当日説明に来ていました関係課、関係団体の職員・役員及び自治振興課の職員に対し、「一たん退出願います」と言って退出していただきました。このとき説明者として同席をしておりまして、選挙管理委員会の局長からも同様の発言がありました。

その後のことは、会議室の外にいましたので、出席していた支部長から聞いたことでご

ざいます。自治委員会会長が、「今から後援会長があいさつをしたいとのことですが、よろしいでしょうか」と支部長に諮った後、自治委員会会長が会場を出て、レセプションホールの前のソファに座っておりました後援会長を中に案内したものでございます。そこで後援会長が後援会の発会式について協力を求めたとされております。この間数分で、後援会長が退出した後、自治委員会会長が職員等に入室するように促し、1時35分ごろ支部長会議が開会となり、会議の次第に沿って進行されました。

○13番（黒木愛一郎君） それでは自治委員の立場、身分について、お願いいたします。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

自治委員は、別府市自治委員設置規則により市政の円滑な運営を図り、市事務を処理するために当該区域住民の総意に基づいて推薦された方を市長が委嘱するもので、身分は非常勤特別職の公務員に当たります。

○13番（黒木愛一郎君） 非常勤の特別職の公務員ということですか。

自治委員の選挙活動の制約について、これは市として何か自治委員に指導とか研修を行っていることはありますか。お願いいたします。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

自治委員の委嘱状交付式の後、自治委員業務の説明を行い、その中で公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について説明をいたしました。

○13番（黒木愛一郎君） そうですね、市長から委嘱を受けて報酬を受けている。非常勤特別職の公務員として公職選挙法の規制も受けていますが、ここでちょっと選管の局長にちょっとお伺いしたいのですけれども、自治委員が地位利用した選挙活動をした場合、公職選挙法上どのようなようになるのか。お願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） お答えいたします。

公務員の地位利用による公職選挙法による、公務員の地位利用による選挙運動の禁止について定められている、公職選挙法136条の2の規定の適用が問題になるというふうに思われます。

○13番（黒木愛一郎君） 今言われる公職選挙法第136条の2。これは自治委員は対象になるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） お答えいたします。

自治委員も地方公務員法上の特別職の地方公務員であり、この条文が規定する公務員の範囲には常勤、非常勤、一般職も特別職も含まれますので、自治委員の方も地位利用の主体となり得る立場にあります。

○13番（黒木愛一郎君） 今言われる地位利用ですね。地位利用とはどういうことなのでしょう。お願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） お答えいたします。

これ、行政実務上、選管の実務上は、地位を利用してとは、公務員としての地位があるがために特に選挙運動を効果的に行え得るような影響力、または便益を利用するという意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合であるとされております。

○13番（黒木愛一郎君） よくわかりました。今回この件に関して、やはり職員さんはその場を退席したということで、政治的行為には当たらないとは思いますが、やはり市役所という公的な場所、やっぱりこれに対しては何らかのちょっとおかしい問題があるのではないかと私は思っております。また、自治委員さんから職員さんが急遽言われた。職員さんの立場というのは、本当、そういう自治委員、会長さんから突然に、「ちょっと話があるから出てくれ」と言われたときに、やはりいつも日ごろ自治のことでお世話になっている、自治会のことでお世話になっている方々ですから、それはなかなか断りにくいというふうになんか思っているのです。ただそのときに、やっぱりこの後援会長と自治委員会

長の間に、先ほど、「きょうは、後援会長から、会議が始まる前に少し時間をいただきたいとの話があったのでよろしく」というふうに自治委員の会長は言われていたわけです。だから、やはりそういうところにちょっとおかしな問題が起きるのではないかと思っております。

市長、やはりこれは、自治委員というのは当然、市から市長が委嘱をされてやっているわけです。確かに市長としても町内の後援会組織づくり、やりたいというのはわからないことはないのですけれども、ただやはり後援会長さんが市長の、市長の後援会長というのは市長の一番の側近ですよ。その方がやはり何というか、「私の独断で行った。市の庁舎内で後援会の話をしたことは軽率だったと反省している」、もうこれは当たり前のことなのです。この方は、前教育長なのです、教育者です。やはりその教育者たる人が、公務員ですよ、そのトップの方が「軽率だった」では、なかなか済まされないところもあるのではないかと私は思っているのですけれども、当然市長も前の長野議員が言ったときに、大変遺憾に思ったということを行っているわけです。やはりこういうことがそういう公的な場所、市役所という場所で行われた。また後援会長がやった、自治委員に対してということがすごく問題になるのですけれども、選管の局長にまたちょっとお伺いしますけれども、前もちょっと言われていましたけれども、このような行為はどういうことに触れるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 2月14日の後援会長さんの行為ですね。前回は御説明しましたけれども、最終的には裁判所で確定的な判断がなされるものと考えられますけれども、行為の対応、行為がなされた時期、場所、方法、対象等を総合的に考慮したとき、事前運動に関する公職選挙法の関係規定に抵触するおそれがあると指摘されてもやむを得ないものと考えております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○25番（河野数則君） 選管の局長、今聞いていますと、自治委員さんが、自治会長ではないですよ、自治委員さんが非常勤特別職で、後援会長をして選挙運動をすると公職選挙法に抵触すると言っておられるけれども、どこに載っておるのですか。

いいですか。そうなれば、いいですか。県会議員、市会議員に後援会長がよくおるのです。自治委員さんが、あれになっているではないですか。全部違反になるのですか。そこだけ議長、確かめてください。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） あくまでも条文の形式的な適用とかそういうことを言っているわけで、後援会長さんというのは、後援会長になる資格というのは法律上原則として制限がありません。一般職の地方公務員以外は、後援団体の会長さんに就任できます。これは、政治資金規制法の規律を受けるわけです。

あと、地方公務員法上の一般職と特別職の、こういうふうに分けたら、自治委員さんは特別職の地方公務員です。

地位利用の公務員の範囲というのは、公務員等になっています。その中で自治委員さんは、別府市の場合は自治委員設置規則等の根拠もあるし、予算上の何か支給も受けているようにありますので、公職選挙法上の公務員の範囲は、行政凡例通説上、特別職の公務員も含むというふうになっていますので、地位利用の、すべてが当たるわけではありません、もちろん。地位利用の問題と事前運動の問題はまた別になります。

先ほどの御質問があったのは、自治委員さんが地位利用の、地位利用罪でいう公務員の範囲に含まれるかといえば、自治委員さんは公務員に入るわけです。この場合、一方で事前運動というのは、公務員だからどうのこうのとかいうのはありません。

後援会長さんは現在公務員でないようでありますので、具体的に言いますと、私は現場にいたわけですが、立候補表明されて事務所開きもされて、選挙が非常に間近になった、そういう時期から考えたら事前運動性が出てくるのではないかということです。

○25番（河野数則 君） 違うのです。私は市長の後援会長を聞いておるのではない。自治委員さんが議員の後援会長になられんのですか。あなたはさっき、なられないと言うから、非常勤特別職はだめですよと言う。それを聞いておるだけです。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 後援会の会長さんは、政治資金規制法なのです。この後援会の会長さんになる資格は、特段法律上の制限はありません。自治委員でもなれます。ただし、一般職の地方公務員はなれません、政治的行為の禁止がありますので。そういうことです。

○25番（河野数則 君） わかりました。ありがとうございました。

○13番（黒木愛一郎君） 私たちも今話の中で当然、自治会長さんあたりが選挙する立場の中で、やはり十分自分たちも気をつけないといかんということがよくわかりました。そこで、選挙の抵触という、その罰則というのは、何かあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（工藤将之君） 事前運動禁止違反罪については、1年以下の懲役と30万円の罰金というふうになっています。

○13番（黒木愛一郎君） はい、わかりました。

また市長、先ほど言いましたように町内の自治会をまとめていきたいという思いは、それはもうわかるのです。ただ、やはり自治委員さんですね、私たち地域からいけば自治会長という、それは微妙なところがあるのですけれども、やはり前副市長の事務局長が各会長さんのところをずっと回っているのです。やっぱり当然、その自治会長さんあたりからいくと、市長が後ろにいるという思いが強いわけです。そうするとやっぱり圧力というふうな思いもあるし、また何か協力しないとまずいのではないか。何かそういう……（発言する者あり）いや、あなたたちはないかもしれませんが、自治会長さんたちはそのように感じているところがあるわけです、現実には。だから、やっぱりそういうところは気をつけていかんといけないのではないかなと僕は思っております。

また、市長が4年前にやはりちょっとこれと似たようなことで処分を受けているのですね。これは平成19年10月26日、市長減給10分の1、1カ月。それで企画部長、厳重注意、管理責任。自治振興課長、文書訓告ということで、この中身は先般市長の後援会が主催する行事に関して、職員が自治会長への依頼書を作成、あるいは郵送にかかわったことがあります。これは4年前の平成19年の第4回定例会で平野議員が質問したことなのです。そういうところで市長は答弁で、私の後援会の主催する行事で自治会連合会を初め関係者の皆様に多大な御迷惑をかけたということをおわび申し上げたわけで、直接私が指示したわけではございませんが、市職員の政治的な行為への加担がうかがわれる結果を招いたのではないかとということに私は責任を感じ、みずから減給した、こういうふうにあるのです。平野議員がまた、後援会が主催するということは、選挙を意識した活動にほかならないところの反省がなければ、また繰り返すのではないかとというふうに危惧しているというふうに質問したところ、市長も、市民に誤解を招くようなこういった行動につきましては、後援会、自治会等についていろんな依頼をするということについては、十分これは指導したい、このように考えておりますというぐあいには言っているわけです、この答弁で。

私は、いろいろと先ほどから自治委員、自治会長のどういう立場かというのはちょっと微妙ですけれども、ただやはりこういう問題というのは、4年前にも1回後援会に対してあっていることから事実ですね。だから、そこをやはり注意しないとイケないのではないかとことを言っているわけです。やはり自治委員さんも選挙に携わるいろんなことで誤解を招くようなことのない範囲でやっていかないと、選挙というのは当然だれでもが票が欲しくて勝っていきたいという思いはあると思います。だからそこをやはりお互い注意して、市長が言っておりました正々堂々と戦うというところを持って

いってもらえればいいかなと思っております。(発言する者あり)

続きまして……。

○議長(野口哲男君) ちょっと13番議員、ちょっとお待ちください。ちょっと選管の事務局長から先ほどの件で補足がありますので、聞いてください。

○選挙管理委員会事務局長(工藤将之君) 事前運動禁止の違反の法定刑を正確に言いますと、1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金です。

○13番(黒木愛一郎君) どうもありがとうございます。

それでは、次の項目にいきたいと思っております。市長の政治姿勢について。

ゆめタウンにかかわる新聞報道についてということで、これ、福岡県の県民新聞というのが出てきたわけです。やっぱり観光のまち別府というのは、福岡県から来るお客さんが一番多いわけで、その中で私も、先ほどから皆さん方が言うように戦いは政策論争、これが一番だと思っております。「そのとおり」と呼ぶ者あり) はい。ただ、やはりいいことはいい、悪いことは悪い。やっぱり市長に対して是々非々でいくことも必要ではないかと思っておるわけです。そして、やはりこういうちょっと問題が出た以上は、これが本当なのかどうなのかということを私は聞きたいわけです。私はいつも言うように、福沢諭吉の心訓という言葉が好きで、12月議会でも八つの言葉を言わせていただきました。これはなぜかといったら、私はこの心訓というのが信条で議会活動をやっているわけです。その中でやっぱり一番悲しいことは、うそをつくことである。うそはついてはいかんよ。やはりその中で、今回この記事の中で本当のことが知りたいのです。これはもう大変申しわけございませんけれども、やはり市長もそこにおられる職員さん方も、いろいろと言えんこと言えないことあると思えます。

そこで、先ほど平野議員さんの方からも覚書というところが出まして、私もそのところをちょっと質問したいなと思っていたのですが、平野議員さんがちょっとお話をされましたので、そのところはですね……。ただ3月4日の毎日新聞、ここに市長のお答えがあるのです。覚書は初めて見た。こんな金のやり取りがあれば大問題だが、実際にはないと思う、と答えているわけです。それで市長は、この方は多くの支援者の一人にすぎないと言っているわけです。僕、ちょっとこの「実際にはないと思う」という根拠が何かあるのかなというところをちょっと聞きたくて、お願いいたします。

○市長(浜田 博君) そのことが事実かどうかというのは、私もあなたと同じように本当のことが知りたいのですよ。そんなことがあってはならないし、あってないと私は信じていますから、そういう発言をしました。

○13番(黒木愛一郎君) この覚書の中では、民と民の間ですから、この件に関してどうなのかなと。ただ、市長との方が本当に親しければ、やはりこれ、ちょっと問題がある——この新聞の記事の中で私はずっといきますので——あるのではないかと思っておるわけです。まず、この方の経歴なんかは御存じなのでしょうか。

○市長(浜田 博君) 記者会見の中ではっきり申し上げております、私の関係は。

○13番(黒木愛一郎君) それなら市長、この方といつごろから知り合われたのですか。

○市長(浜田 博君) 私が県会議員のころから、もう応援をしていただいている方であるということです。

○13番(黒木愛一郎君) 市長が県会議員というと、もう県会4期務めておって、やはりもう20年たつたないかということになると思うのですが、私がちょっといろいろなところ聞いたところによりますと、この方は昔、「教職員組合の厚生施設で料理をしていた方(242ページに訂正発言あり)」だということは、市長、間違いはないでしょうか。

○市長(浜田 博君) はい、私もそれは記憶しております。



- 13番（黒木愛一郎君） 当然、「教職員組合の厚生施設（242ページに訂正発言あり）」ですから、恐らく県議時代にそういうところでお知り合いになられたということですね。先ほど言った覚書の地元企業Q社であるのですけれども、この方にも、平野さんが言われたように、私も個人的にお会いしたのです。いろいろと話を聞いていて、何かこれはどっちが本当だ、どっちがうそだというところがあるのかもしれませんが、ただこの方が、ここで言うX社長さんが、浜田市長と極めて近い関係にあると常にアピールをしていた、この方が言うわけですね。市長とは、奥さんを含めた家族ぐるみのつき合いをしている、X社長と市長とは、それはどうなのでしょう。
- 市長（浜田 博君） 多くの支持者の中で、家族の知り合いがたくさんいます。だから家内に聞いてみないと、どのくらい知っているのかわかりません。
- 13番（黒木愛一郎君） まあ、いろんな言い方があるものだと、今改めてわかりました。はい。私はいろんな、私たちもあるのですけれども、家族ぐるみでつき合うからごく親しい人というのが、私はそうあるのですけれどもね。まあ、いいです。
- 次に、イズミ側幹部と会食した際、市長は私を絶対信頼できる男と紹介したとあるのですよ、この新聞には、そここのところはどうでしょう。
- 市長（浜田 博君） しておりません。一切承知しておりません。
- 13番（黒木愛一郎君） ということは、この方は市長の名前をかたってQ社の方に覚書を書いた人ですよ。わかりませんか。ね。（発言する者あり）いや、いいのです。はい、わかりました、わかりました。
- そうしたら、結果的に私がこう言うのは、この方はやっぱり市長の名前を、奥さんとのつき合いが結構ある。イズミと会食したときに、私を信頼できる男と言っている。では市長は、この方から多大なる迷惑をかけられたのです。そうですね。そうですね、はい。私も、やっぱり市の長たる人の名前をかたって、そういう企業に入り込んで何らかの金額、金銭のやり取りがあるということは、これはもう近かったら大問題になるわけですから。はい、わかりました。
- そうしたら、この市長の、これは新聞の中です。新聞に書いていることですが、市長の応接室をフリーパスというふうなことも書いている。この新聞がです、今度は。私はこう見ていて、浜田市長が初当選した3年の選挙で同志・側近だったある人物というのは、きのうお話になった池田議員さんですね。出納責任者からX社長に会ってくれと言われたというのです。この出納責任者というのは、市長の側近の教育者ですよ。それは違うのですか。
- 市長（浜田 博君） あなたが、何を質問しているのかよくわかりません。さっき、私も知らないような人に来て確認したようなことも言っていますし、また出納責任者が教育者であるとか、きのうも出納責任者から云々とかあったけれども、出納責任者は怒りますよ、これは。事実確認をしないで、そういうことをこの議場で発言されるのですか、あなたは。
- 13番（黒木愛一郎君） 私は福岡に行ってこの方とお会いして、すべて話を聞いてきたのです、私は。それで……、まあ、いいです、今市長がそういうふうと言われるならそれでもいいですよ。そうしたら市幹部に、この新聞では、選挙をする以上、彼にやってほしいと、これは市長が言われたというふうに、これは新聞には書いているのです。私のある親しい、ちょっと知り合いも、この方のことをよく知っていて、ちょっと市長は大丈夫なのかとかいうようなことを言ったら、市長が、悪い人ではないから会ってみるかというふうなことも言われているという話も聞いているのです。それは市長がうそかどうかというのはいいいです、僕はこの場で言いません。ただ、そういうことを私も聞いているわけです。
- そして、きのうの池田議員との話で、20年2月20日にシネコンの確約書を交わした

ということで、ちょっと秘書課にお伺いしたいのですけれども、きのう、その中で市長がそれを、確約書の話が3月ぐらいか何か、ちょっとはつきりした日にちがわからないようなことを言っていましたけれども、いつでしょうか。お願いいたします。

○秘書広報課長（樫山隆士君） 答えいたします。

2月20日の件ということで、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。お答えいたします。別府市の文書管理規程では、公文書の保存期間、これが文書の区分によって永年、10年、5年、1年となっておりますけれども、市長のスケジュールというふうなことでございますので、市長のスケジュール帳につきましては、その文書の中でその他秘書関係書というふうなものにまた区分されて、その保存期間が1年というふうになっております。御質問の期日は、昨日のでございました平成19年度、平成20年2月20日というふうなことでございましたので、平成19年度に当たるため保存期間が過ぎており、記録の確認ができておりません。

○13番（黒木愛一郎君） そのときは20年だから、19年度ですかね。そのときのシネコンの確約書を、きのう、何か市長がイズミ側の、何か行っているというのがあったではないですか。それをちょっとお願いいたします。

○秘書広報課長（樫山隆士君） 答えいたします。

出張の件ではないかと思えますけれども、会計証票によりますと、平成20年2月26日に広島に出張に行った記録がございます。

○13番（黒木愛一郎君） はい、わかりました。ちょっと私も何か頭が混乱しているところがあってですね。この問題は、市長の応接室の問題ですよ。これは今までは人の話とか、今まではですね。でもこれは市長応接室でイズミ側の関係者とお会いした、この記事によりますと。そこで市長応接室で話し合いが持たれ、そのときX社長は、イズミは約束を守らない、殺してやるぞと言って、これはその場にいた職員がびっくりして自分のところに慌てて飛んできた。そういう新聞が出ているのですけれども、この新聞に。この件はどのようなのでしょうか。

○市長（浜田 博君） 一切承知はしておりません。記憶にありません。

○13番（黒木愛一郎君） はい、わかりました。

今回こういういろんな新聞の中で、この新聞自体がどういうものか。市長はすべて否定をしたわけです。

この歳末大売り出しの件がありますよね。これは新聞に出て、きのうもちょっと言われていたのですけれども、ゆめタウンは中心市街地の活性化に役立つと。ただ立地後の商店街の状況はどうか、景気はどうかということをおちょっと部長、お願いいたします。

○ONSENツーリズム部長（清末広己君） 答えいたします。

商工会議所が年2回行っております企業景況調査報告書によりますと、中心市街地商店街を含む市内各業種ともに、著しくよくない様子が記載をされております。景気の回復状況も、兆しは見られていないようでございます。ただ平成20年秋のリーマンショックに伴う世界的な経済不況と雇用の悪化は、当然別府市の経済にも影響を与えておまして、そういった部分も、景気の回復につながっていない要因ではなかろうかと考えております。

○13番（黒木愛一郎君） この景気、本当に悪くなっている。イズミができてシャッター通りになった、イズミができたわけではない、リーマンショックにもよるのだと。私も通り会出身なのです。市長、補助金を出しているのはすごくいいことだと思うのです、補助金を出すことは。ただやはりイズミができ、大型店がどんどん出店してきた。そこで本当は、小売店のために市条例でもかけて大型店禁止条例をつくるとか、そういうふうにしてあげる方が本当はよかったのかなという僕は思いがあるのですけれども、ただこういう出す時期ですね。せっかく補助金を出すのなら、もっと前にどうして出してあげなかったの

かなと僕は思うのです。こういう歳末大売り出しの補助金。だから悪くなる。去年出したわけです。それなら市長が、16年ぶりに元気が出る。私もそう思うのです。ただこの時期に出すこと自体が、ちょっとどうなのかなと思うのです。

また、そこで市長権限で3倍にする。そのためには選挙で私をというふうな、当初の方針で出ているのです。それはいろんな方々にやっぱり聞いて、私も見ているのですけれども、二十四、五名の方が来ていたというわけです。すべて、これで言っているとおりではないかもしれません。それらしきことは、何か言っているということはあると思うのです。そうすると、これがやっぱり事実になれば、やっぱりちょっと大変ではないかなと思っ

ているのです。(発言する者あり) 事前運動とかそういうレベルではなく、何かこう大きな問題になるのではないかなと私は思っております。(発言する者あり)それは……。何かあったら、どうぞ。(発言する者あり)

○議長(野口哲男君) 指定してください、答弁者を。

○企画部長(梅木 武君) この商店街連合会の補助金について、ちょっと経緯を説明させていただきます。

まず、平成22年度当初予算に350万を計上しました。そして昨年の12月議会において13番議員さんより、イズミ進出後の商店街の売り上げ減少の実態についてなど指摘を受け、その中で「政治というのは困った人を助けていくのが政治ではないのか、私はそう思っております」の御意見もいただきました。そして同じ議会ではほかの議員さんからも、別府市の景気対策は建設業に偏っていると思われる。もっと幅広い市単独の景気対策をすべきではないかという御意見もいただきました。そういう中で、昨年の12月議会の議案質疑でも申し上げましたように、23年度の当初予算は基本的には骨格予算の編成だけでも、景気対策それから継続費等を含めて、そういう点を配慮して予算編成をする。そしてこの商店街補助金については22年度、先ほど言いましたけれども、一応3カ年で22年度からスタートしたものでございます。

以上が、景気対策として、23年度は350万から1,000万に増額したという経緯を説明させていただきました。

○13番(黒木愛一郎君) 確かに私も、元気出すためには……。ただ私が言っているのは、こういう場でこの発言をしたことに問題があるのではないかとやっているわけです。(「発言していない」と呼ぶ者あり) それなら市長は発言していないというわけですね。これはこの新聞に書いているのです。(発言する者あり) いや、いいのです。だったら市長、市長。福岡から観光客が一番来る別府に、別府のイメージ、市長、この新聞を訴えたらどうですか。市民が一番知りたいのは、先ほど言ったあなたの支援者の一人。あなたはその方のおかげで迷惑がかかった。そうではないですか。だったら、市民の方が知りたいのは、その方を訴えるわけですよ。この新聞を訴えればいいではないですか。(発言する者あり) いやいや、だからそうしないと、市長、ではこの書いていることがそのとおりではないかなと思われるのではないのですか。だから市長が本当に、いやいや、これは怪文書でも何でもない、一応公の新聞ですから、やはり市長、私はそこまで市長が思うなれば訴えたら一番いいのではないか。それが私は本当に……。 (発言する者あり) いくことが、僕は一番大事ではないかな。前から市長は、すべて潔白だと言っているのです。潔白なれば訴えたらいいではないですか、X社長とこの新聞社と。(発言する者あり)僕はそれをやるのが、一番市長の潔白になるのではないかと思っております。

本当にちょっと私もこの新聞というのが、市長に渡して、交代に見ながら、ちょっとわからないところがあったなと。大変質問で失敗したなという自分で思っております。(笑声)ただ、やはり戦いです。いいではないですか。お互いに正々堂々とクリーンな形で戦いたしましょう。

○市長（浜田 博君） 今の最後のお言葉、そのままお返しします。もうこの3日間、同じような内容の質問を繰り返しいただきました。内容は先日見せたように、私が金まみれの、これに沿っていますよね、あなたの質問の中。今回のメモか、手づくり、だれがつくったかわかりませんが、それがだれから出たのか、あなたは確認されたのですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その人に、本当に事実だと確認されたのですか。

さらに、私は逆質問、反問権がありませんから、質問しているのではないのですよ。あなたは答える必要はないのです。いいですか。X氏とかM氏とか名前が出ていました。あなたは事実確認を彼にしたのでしょうか。このことが昨日の新聞に出了。その見出しが、「市長関係者介入か」、さらには「市長支援者に紹介料 真相は？」。この見出し。新聞を見た多くの市民から、怒りと私に対する心配の電話がたくさんありました。なぜ私だけが、実名入りでこういう形で記事になったのか。こういう灰色のイメージを与えてきたのか。非常に、私は大変残念です。

私は32年間政治活動、選挙も9回やりました。今度は10回目です。今回のような、こういう嫌な思いをしたことはありません。あなたは、まさに最初にお礼を言ったように、あの光町大火災の被害者のために本当に頑張っていましたね。さらにはにしんクラブ。健康的なまちづくりのために一生懸命汗を流している姿、私は見てきましたよ。そのあなたが、なぜこういう神聖な議場の中で、事実確認をしないまま、私から言わせれば私が知らない人に会った話とか、そういうことを言ってこの神聖な議場の中で発言されたことが、非常に僕は情けない。正々堂々、あなたの思いでなぜ議論をされないのですか。私は大変遺憾です。

○13番（黒木愛一郎君） 市長の今の怒り、それを強く感じております。私も信念として、一つ、この世で悲しいことは、うそをつくこと。私は、うそをつかないのです。それはいいのです。あなたが先ほど、私はだから言ったではないですか、訴えてください。そうしたら市民は納得するわけです。この新聞もやっぱり訴えていかないと、私たちは……。だからそうなのです、こんなことを書かれて、これまで書かれて、だったら訴える。市民の皆さんはそれが一番……。訴えた相手方が敗訴した。ああ、市長はやっぱり潔白だとなるではないですか。だからそこをやっぱりやっていかないと、こういう新聞が出たから何だか、議場を汚したと。でも私たちは議員ですから、おかしいなと思うことはやっぱり言っていないといけないところがあるのではないかと考えているのです。だから僕はいつも市長には、是々非々でいきますと。だからこれを初め言うときにも、本当のことが知りたいと。本当のことが知りたいのです。それを市長は、やっぱりそういうふうに言われて怒って、この神聖な議場を汚したと。だから私は、そうなのかなと考えております。これは本当にこのテレビを見ている市民の皆さん、またここの市の職員さん、本当のことはどっちなのかなと考えていると思います。そうしたときに、僕が先ほど言った、その方とこの新聞を訴えることが、市長の一番の潔白をするところではないかと考えております。

本当にわからないような質問で、大変御迷惑をおかけしたこともあります。ただ私は、私の信念でやっております。本当にこの別府をよくしたい、その中で、本当にこれからクリーンな戦いの中で正々堂々と戦っていこうと考えております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○3番（原田孝司君） 今の論議の中で「教職員組合の厚生施設」という言葉が出了ましたが、教職員組合厚生施設なるものは存在しません。それで、たぶん名前が近いものに「公立学校共済組合宿泊施設」というものがあります。たぶん、それと間違えたのではないかなと思います。私自身、教職員組合の出身ですので、そのことについては議事録からの削除もしくは訂正をお願いしたいというふうに思います。

○13番（黒木愛一郎君） 本当にその施設の名前が、その名前を出すと悪いなという思い

から、こう言うのかなという、本当に一、二人にそういう言い方で聞いたもので、大変申しわけございません。本当、原田議員に対しましては、そういうことでこの議場で汚したことに對して、本当に申しわけございませんでした。

議長、そのところは、それなら大変申しわけありませんけれども、訂正をお願いいたします。

○議長（野口哲男君） 3番議員、よろしいですか。

○3番（原田孝司君） はい。

○議長（野口哲男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。あす10日から16日までの7日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は3月17日定刻から開会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。よって、あす10日から16日までの7日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は3月17日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時09分 散会